

第 2 回芽室町総合計画審議会

日 時 平成 19 年 10 月 4 日 (木) 19:00 ~
場 所 芽室町役場 地下第 2 ・ 3 会議室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

(1) 事務局説明

第 4 期芽室町総合計画策定経過

資料 1

第 4 期芽室町総合計画の概要・各構成の位置付け

資料 2

基本構想の体系

資料 3

総合計画書 (たたき台) の骨子

資料 4

審議会等の今後の流れ

資料 5

第 4 期芽室町総合計画書 (たたき台)

現状と課題

資料 6

基本構想

資料 7

実施計画

資料 8

関連資料 ・ 目標人口の考え方 (基本構想 P8)

資料 7-2

・ 将来の都市像図 (基本構想 P10)

資料 7-3

・ 施策検討の経過

資料 8-2

(2) 審 議

基本構想 (たたき台) について

資料 7

(3) その他

4 閉 会

芽室町総合計画審議会委員名簿

（敬称略）

委員氏名	審議会役職	（参考）総合計画検討委員会役職	
		全 体	専門部会
堂畑 忠雄	会 長	委員長	総務部会 部会長
小山 友子			総務部会 副部会長
武藤 保宏			住民福祉部会 部会長
明瀬 幸子			住民福祉部会 副部会長
家内 裕典	副会長	副委員長	経済部会 部会長
西本 富行			経済部会 副部会長
青木 昇			教育部会 部会長
荘司 和子	副会長	副委員長	教育部会 副部会長

（任期：平成 19 年 3 月 28 日～平成 21 年 3 月 27 日）

年	月	日	内 容
18	8	2	第1回町民検討委員会（委員53名委嘱 委員長・副委員長・4部会長選出）
	8	11	計画策定に関する庁内説明会（課長職）
	8	31	第2回町民検討委員会（グループ討議：まちの課題・解決策）
	9	19	第3回町民検討委員会（グループ討議：まちの課題・解決策・将来像）
	10	12	第4回町民検討委員会（総合計画講義：北海道大学公共政策大学院山崎助教授）
	11	9	第5回町民検討委員会（グループ討議：まちの課題・解決策・政策体系）
	11	27	第6回町民検討委員会（グループ討議：政策体系）
	12	19	第1回住民福祉部会（策定進め方・町民啓発冊子内容）
	12	20	第1回教育部会（策定進め方・町民啓発冊子内容）
	12	21	第1回総務部会（策定進め方・町民啓発冊子内容）
	12	26	施策マネジメント研修（部課長職）
	12	27	施策マネジメント研修（部課長職）
	12	27	第1回経済部会（策定進め方・町民啓発冊子内容）
	19	1	22
1		23	各課策定作業に関する説明会（課長職）
1		24	各課策定作業に関する説明会（課長職）
2		21	施策体系研修（部課長職）
2		22	正副部会長会議（策定手法・総合計画審議会）
2		27	第2回総務部会（策定手法・町民啓発冊子・課題・解決策と事務事業の点検）
2		28	第2回経済部会（策定手法・町民啓発冊子・課題・解決策と事務事業の点検）
3		1	第2回住民福祉部会（策定手法・町民啓発冊子・課題・解決策と事務事業の点検）
3		2	第2回教育部会（策定手法・町民啓発冊子・課題・解決策と事務事業の点検）
3		12	町民啓発用冊子発行（町広報誌3月号折込み）
3		20	庁内課長職会議（施策案の検討・調整）
3		27	平成18年度まちづくりに関する住民意識調査（700名に郵送）
3		28	第1回総合計画審議会（委員8名委嘱 会長・副会長選出・諮問）
4		12	第3回総務部会（課題・解決策と事務事業の点検）
4		16	第3回住民福祉部会（課題・解決策と事務事業の点検）
4		18	第3回経済部会（課題・解決策と事務事業の点検）
4		24	第3回教育部会（課題・解決策と事務事業の点検）
4		26	第4回総務部会（課題・解決策と事務事業の点検）
5		2	第4回経済部会（課題・解決策と事務事業の点検）
5		8	第4回教育部会（課題・解決策と事務事業の点検）
5	9	第5回総務部会（課題・解決策と事務事業の点検）	
5	16	第4回住民福祉部会（課題・解決策と事務事業の点検）	
5	16	第5回教育部会（課題・解決策と事務事業の点検）	

年	月	日	内 容
19	5	16	第6回総務部会 (課題・解決策と事務事業の点検)
	5	21	町議会総務常任委員会 (スケジュール説明)
	5	30	第6回教育部会 (課題・解決策と事務事業の点検)
	5	30	第7回総務部会 (課題・解決策と事務事業の点検)
	5	30	中学生との意見交換会 (芽室中学校1回目)
	5	31	第5回住民福祉部会 (課題・解決策と事務事業の点検)
	6	1	中学生との意見交換会 (芽室西中学校1回目)
	6	13	中学生との意見交換会 (芽室西中学校2回目)
	6	15	中学生との意見交換会 (芽室中学校2回目)
	6	18	中学生との意見交換会 (上美生中学校)
	6	26	計画策定に関する意見交換会 (部長職以上)
	7	2	全体庁議 (自主・自立推進プランと総合計画の融合審議)
	7	5	合同専門部会 (講義：北海道大学公共政策大学院山崎教授)
	7	6	計画書本文作成に関する会議 (課長職)
	7	9	全体庁議 (土地利用等検討の進め方審議)
	7	17	第1回土地利用等庁内検討委員会 (検討進め方・3分科会設置)
	7	27	第1回将来の都市像検討分科会 (検討内容・進め方確認)
	7	30	第1回公共施設配置検討分科会 (検討内容・進め方確認)
	8	1	町議会議員協議会 (策定経過等(町民検討委員会経過等)説明)
	8	7	第1回中心市街地活性化のための土地利用検討会議 (町長講話)
	8	7	第1回中心市街地検討分科会 (基礎調査の説明・意見交換)
	8	8	第2回公共施設配置検討分科会 (課題抽出)
	8	21	第2回中心市街地活性化のための土地利用検討会議 (課題抽出)
	8	23	第6回経済部会 (施策の成果指標目標値)
	8	23	第8回教育部会 (施策の成果指標目標値)
	8	23	第2回将来の都市像検討分科会 (各課提出資料確認・論点整理)
	8	24	第3回公共施設配置検討分科会 (課題の緊急度整理)
	8	24	第7回住民福祉部会 (施策の成果指標目標値)
	8	24	第9回総務部会 (施策の成果指標目標値)
	9	3	第10回総務部会 (施策の成果指標目標値)
	9	4	第3回将来の都市像検討分科会 (論点に対する検討)
	9	12	町議会議員協議会 (策定経過等(土地利用等・成果指標)説明)
9	14	第4回将来の都市像検討分科会 (将来都市像と目標人口)	
9	20	第5回将来の都市像検討分科会 (西大成開発・将来像の都市像と目標人口・道路網)	
9	27	第6回将来の都市像検討分科会 (将来の都市像・目標人口・道路網等素案策定)	
10	4	第2回総合計画審議会 (基本構想(たたき台)審議)	

第4期芽室町総合計画の概要

基本構想

～まちの将来の目標

めざすべき将来像と考え方

(H20～H29)

みどりの中で
協働でつくる 活力と 子育てのまち

子育てしやすい
まち

みどりの中で

活力に満ちた
まち

協働でつくる
まち

まちづくりの基本目標 施策の大綱

誰もが健やかに生き生き
と暮らせるまちづくり

豊かな自然を生かした
活力あるまちづくり

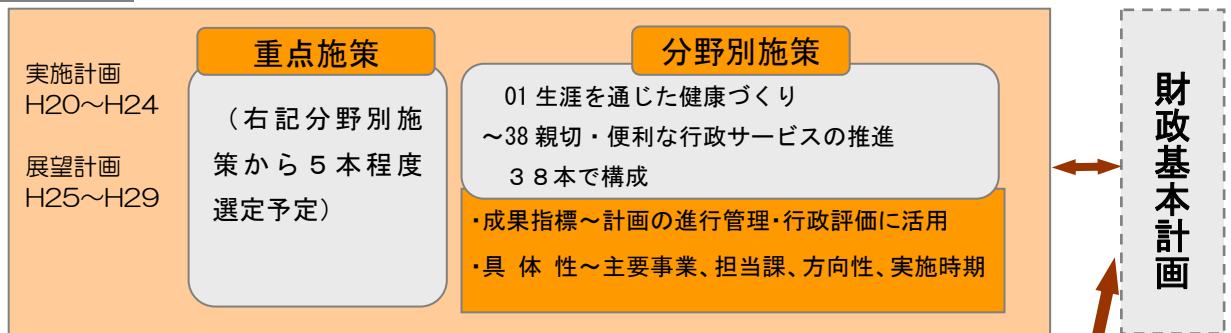
快適で安全安心な暮らし
を支えるまちづくり

個性的で心豊かな人と
文化を育むまちづくり

町民が主役となった
自治に基づくまちづくり

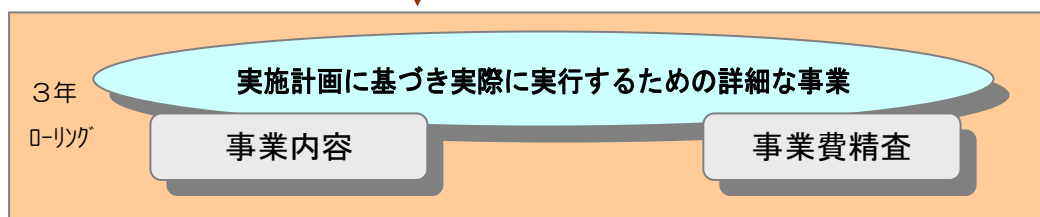
実施計画

～基本構想を実現するための具体的計画（財政的な裏付け・具体的な事務事業）



実行計画

密接な関係 ・財政基本計画に基づく計画
・実施計画の事業内容・事業費を精査



各構成の位置付け

基本構想

◆本町の将来における“町のあるべき姿（目標）”としての将来像と、その達成に向けた基本目標と政策（施策の大綱）をまとめたもの。

①将来像

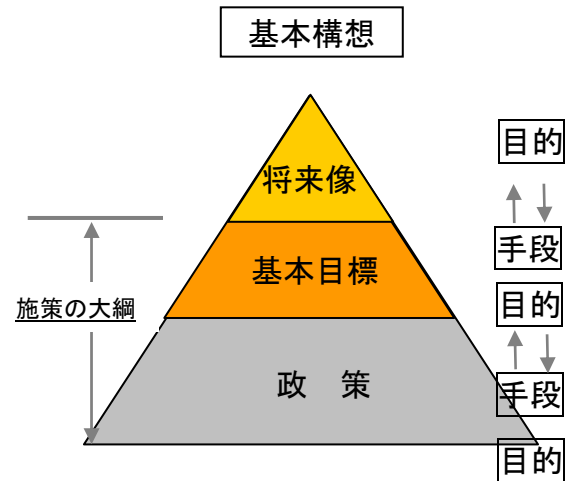
目標年次における町のあるべき姿。

②基本目標

将来像を実現するための、まちづくりの基本的な方針であり、政策をとりまとめたもの。

③政策

基本目標の実現に向けた分野別の目標であり、施策をとりまとめたもの。



実施計画

◆基本構想に基づき、具体的な施策展開の方向を示すものであり個別具体の施策で構成。

①施策

政策を実現するための具体的方策であり、中期的なまちづくりの課題を設定し、具体的に何をどのような状態にしたいかを示したもの。

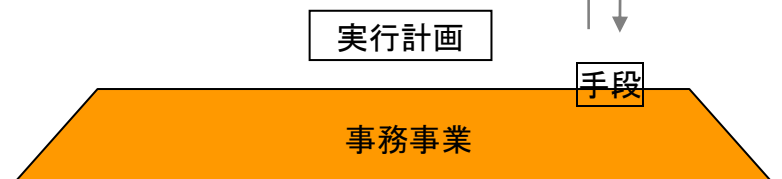


実行計画

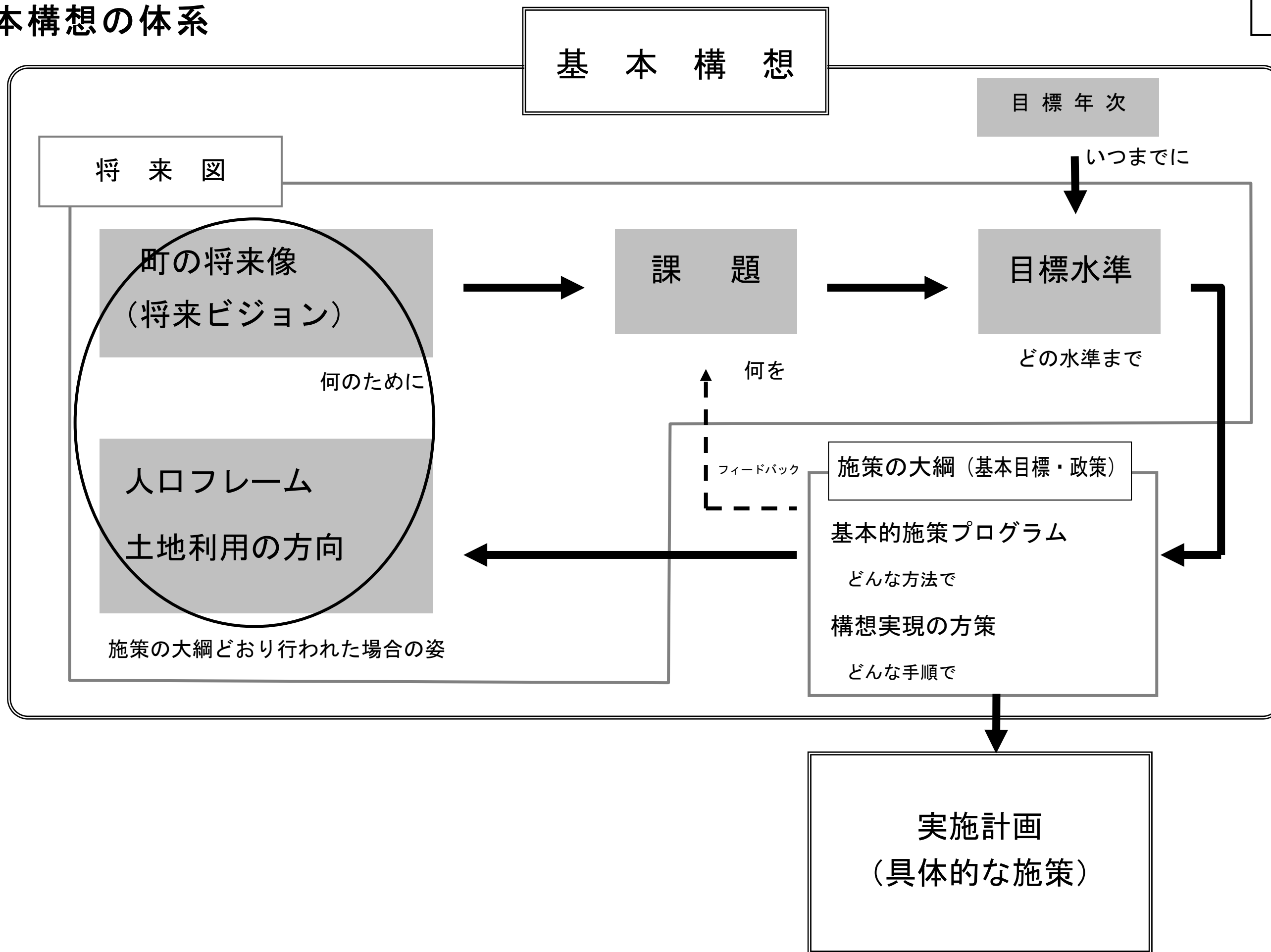
◆実施計画に基づく具体的な取組であり、毎年度予算の指針となるもの。

①事務事業

施策を実現するための基礎的な単位であり、予算や人を投入して行う活動。



基本構想の体系



総合計画書（たたき台）の骨子

I 現状と課題（資料6）

- ◆計画策定の趣旨～平成12年の地方分権一括法の施行により、地域のことは地域で決める時代へと変化。まちの将来像に基づき、しっかりした計画による行政運営が必要。
- ◆計画の位置付け～まちづくりの計画として最上位にあるものであり、自治基本条例にも規定。
- ◆計画の構成と期間～基本構想（平成20年度～平成29年度）、実施計画（前期5年）、実行計画（3年ローリング）で構成。
- ◆時代潮流～全国的な社会情勢として、地方分権時代の到来、少子高齢化・人口減少、経済社会のグローバル化、循環型社会への転換、安心・安全への意識、高度情報化。
- ◆芽室町の現況～位置・地勢、人口の状況、産業の状況、財政状況。
- ◆まちづくりの主要課題～4期総計策定にあたり主要課題を整理。

II 基本構想（資料7） → 議会の議決を経て定めるもの（地方自治法第2条）

◆将来像

みど리の中で 協働でつくる 活力と 子育てのまち

◆まちづくりの基本目標

①誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり、②豊かな自然を生かした活力あるまちづくり、③快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり、④個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり、⑤町民が主役となった自治に基づくまちづくり

◆人口指標

将来人口の見通し 推計人口（H29）18,113人→目標人口（H29）19,000人

◆土地利用の方向

基本方針、将来都市像図

◆財政運営の方向

基本方針（総合計画に併せて財政基本計画を策定し、財政見通しは資料編に掲載）

◆基本目標と政策（施策の大綱）

実施計画内容の集約（施策を集約したもの）

III 実施計画（資料8）

分野別施策の内容（施策01～施策38）

※専門部会において内容確認

IV 資料編

I 現状と課題

II 基本構想 (H20~H29)

1 まちの将来像 みどりの中で 協働でつくる活力と子育てのまち

2 まちづくりの基本目標

- 1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり
- 2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり
- 3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり
- 4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり
- 5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

3 人口指標

- ・ 将来人口の見通し
- ・ 目標人口の設定

4 土地利用の取組方向

5 財政運営の方向

6 施策の大綱 (基本目標と政策) 上記に掲げる基本目標5本+政策13本で構成

基本目標 1

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

基本目標 2

政策 2-1

政策 2-2

基本目標 3

政策 3-1

政策 3-2

政策 3-3

基本目標 4

政策 4-1

政策 4-2

基本目標 5

政策 5-1

政策 5-2

III 実施計画 (H20~H24) の構成

1 実施計画の概要

- 1 実施計画・展望計画の概要
- 2 重点施策
- 3 計画の推進
成果指標の活用

2 実施計画の内容

基本目標

政策

施策

施策ごとに構成

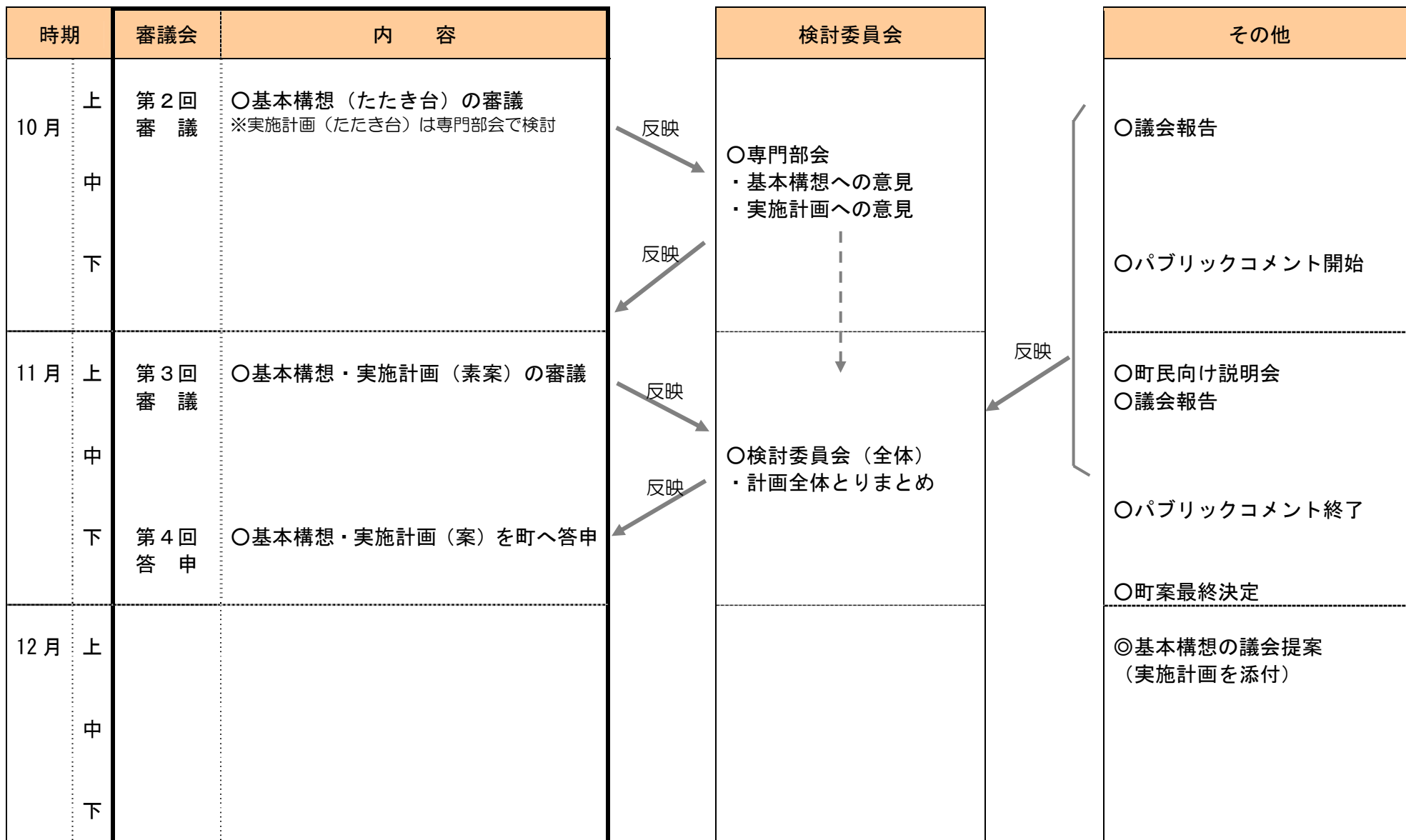
- 1 現状と課題
- 2 施策の方針
- 3 施策の主な内容
- 4 施策の成果指標
- 5 施策に係る取組み
(主要な事業など)
- 6 展望計画

IV 参考：資料編

- ・ 財政見通し
- ・ 自主・自立推進プラン一覧
- ・ 個別計画一覧
- ・ 成果指標一覧
- ・ 事務事業 (H20) 一覧

ほか策定経過等

審議会等の今後の流れ（案）



第4期芽室町総合計画

I 現状と課題（たたき台）

1. 計画の策定にあたって	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の構成と期間	3
4. 時代潮流	4
5. 芽室町の現況	8
6. まちづくりの主要課題	18

1. 計画の策定にあたって

◆計画策定の趣旨

「地域のことは地域で決める」時代に

芽室町は、平成8（1996）年度に「緑の風の中で～自然と人にやさしい町をめざして～」を将来像とする「第3期芽室町総合計画」（平成8年度から平成22年度までの15年間）を策定し、その実現に取り組んできました。

平成8年度当時は、町の計画の上位に国や北海道が策定した計画が位置付けられていましたが、平成12年に施行された、いわゆる「地方分権一括法」により、自治体行政は大きな転換期を迎えました。これまでの国からの通達による全国一律的な判断基準による行政ではなく、国・道・市町村は対等な関係となり、『地域のことは地域で決め、その責任は地域が負う』時代へと変わりました。

社会経済情勢の変化

また、我が国が本格的な人口減少時代に突入する中、少子高齢化のさらなる進展、都市部と地方の二極化、さらには地方財政の危機的な状況など、第3期総合計画策定時に比べ、社会経済状況など地域を取り巻く環境は大きく変化してきています。

第4期総合計画のスタート

こうした地方分権の進展等において、将来にわたって住みつづけたいまち、自主・自立したまちであるためには、今まで以上にしっかりした計画に基づく効果的・効率的な行政運営が必要であり、何より、町のあるべき姿を明確にし、町民の皆さんと町が共有する必要があります。

こうしたことから、これまでの「第3期芽室町総合計画」を平成19年度をもって打ち切り、平成20年度から「第4期芽室町総合計画」を新たな指針としてスタートすることとしました。

第4期総合計画の性格

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、町政運営における最上位の計画であり、本町が目指す将来像を定める基本構想とそれを実現するための具体的な施策を明らかにするものです。また、平成19年3月に策定した「芽室町自治基本条例」において、行政の政策活動の原則として、総合計画に基づいて政策を行っていくことをあらためて規定し、自治を実現していくための町政運営の仕組みを具体的な制度原則として定めたところであり、その考え方に則ったものとして策定するものです。

本計画策定にあたっては、職員参加はもとより、町民と職員による町民検討委員会、審議会や住民説明会の開催など、住民と行政がともに創る体制を取り入れながら計画づくりを行いました。

2. 計画の位置付け

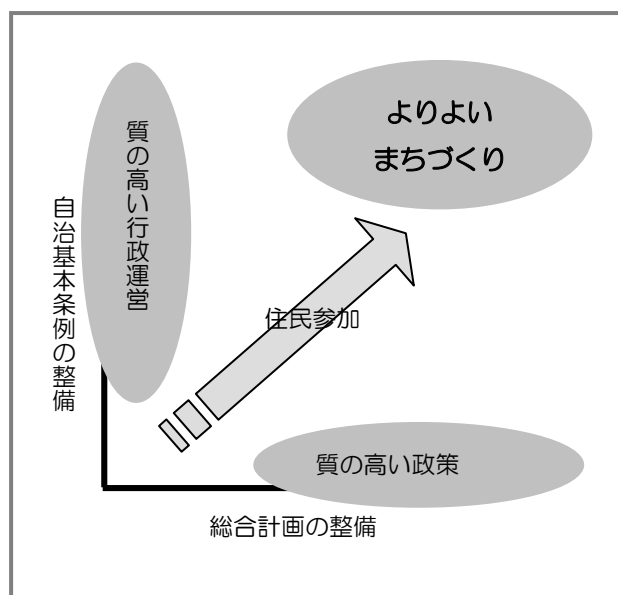
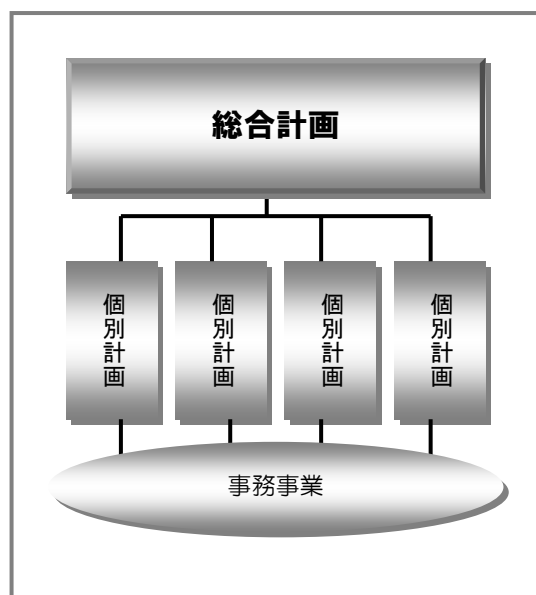
(1) 総合計画の位置付け

総合計画は、まちづくりの計画として最も上位に位置付けられるもので、総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。

総合計画では、まちの将来像やまちづくりの方向性を示した基本構想を定め、その実現のために必要な基本目標や主要施策を示します。この計画に沿ってつくられる各分野の個別計画のもと、具体的な施策や事業が効果的に行われることとなります。

また、平成19年3月に施行された「芽室町自治基本条例」は、町政運営の基本的な制度や原則を総合的・体系的に整備したものであり、まちの「運営」に関する最高規範といえます。

芽室町自治基本条例では、総合計画が町の「政策」を定める最上位の計画であることを改めて規定するとともに、計画と予算・評価をはじめとした町政運営の仕組みが相互に連携して相乗的な効果を挙げることを規定しています。



(2) 国や北海道の施策との関係

現在の地方行政を取り巻く環境は、国や北海道が推し進める道州制や、新たな地方財政制度の枠組みの構築に向けた動きなど、地方分権の推進に向けて大きく変わりつつあります。

こうした中、本町の今後の総合計画の推進については、国や北海道が策定する関連計画等とできる限り整合を図りながら、国と地方自治体は対等な立場であることを踏まえて、相互に連携し、協力関係を大切にしながら公共課題の解決を図っていくよう努めていきます。

3. 計画の構成と期間

第4期芽室町総合計画は、「基本構想」、「実施計画」、「実行計画」で構成します。

(1) 基本構想

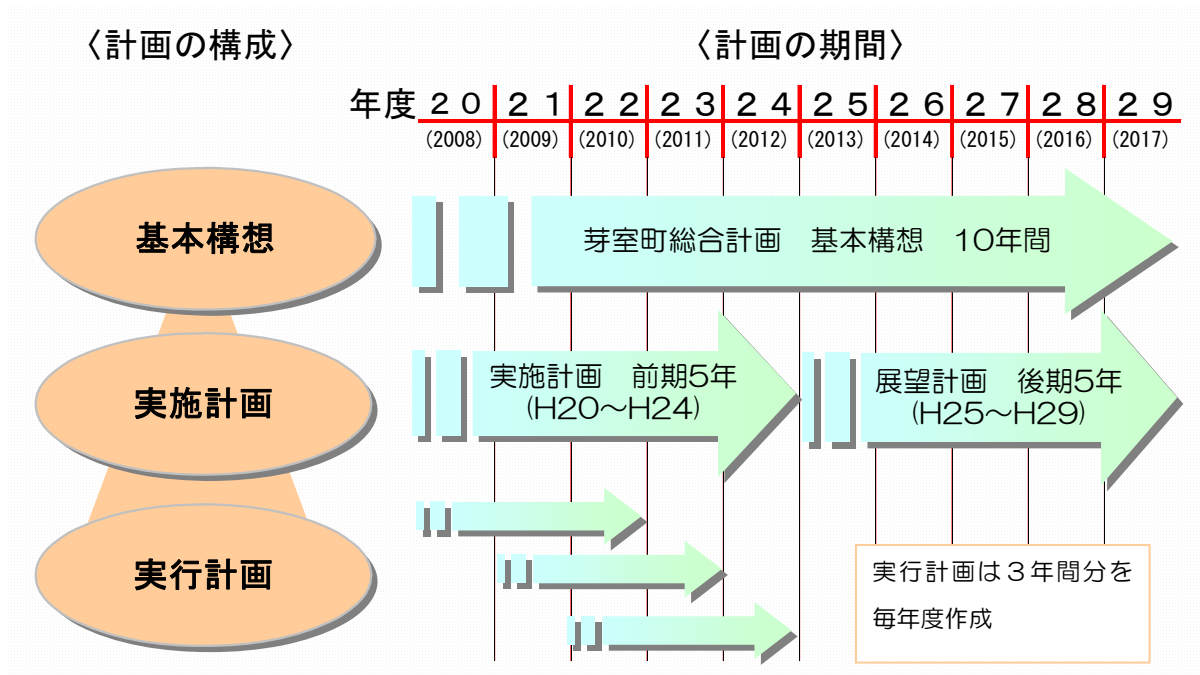
基本構想は、10年後の本町のあるべき姿としての将来像と、それを実現するためのまちづくりの基本目標と政策(施策の大綱)を示すもので、実施計画や実行計画の基礎となるものです。計画期間は、平成20(2008)年度から平成29(2017)年度までの10年間です。

(2) 実施計画

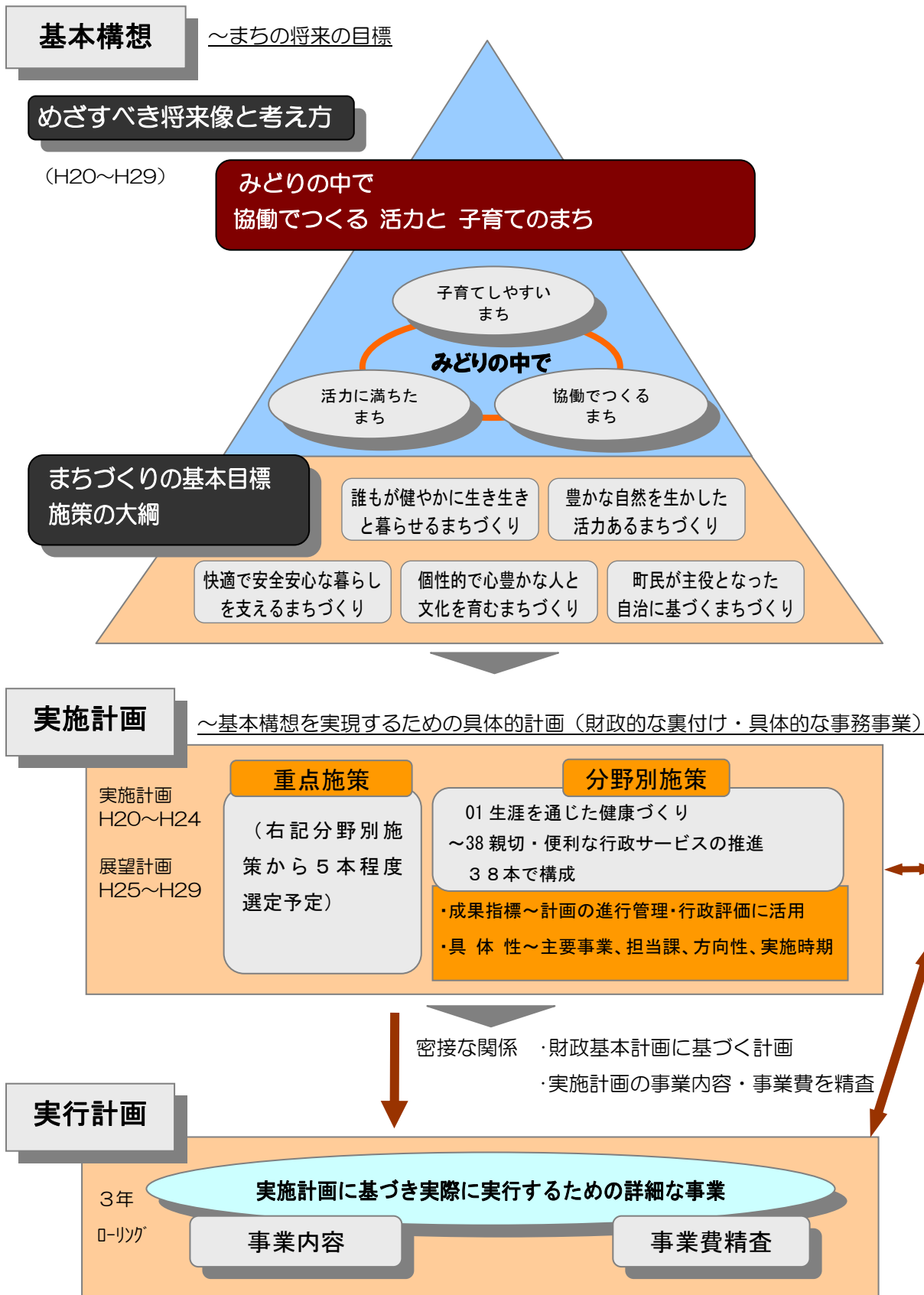
実施計画は、基本構想に示した将来像や政策に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標(指標)を定めたものです。計画期間は、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの5年間を実施計画(前期)、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間を展望計画として、平成25年度に展望計画の見直しを行った上で実施計画(後期)とします。

(3) 実行計画

実行計画は、実施計画で定められた施策について、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めたものです。毎年度見直しを行うローリング方式により、予算編成をはじめ本町の経営方針の指針となります。



第4期芽室町総合計画の概要



4. 時代潮流

(1) 地方分権時代の到来

明治以来、長期にわたり続いてきた中央集権型行政システムは、平成 12 年に施行された地方分権一括法により、分権型の行政システムに変わりつつあります。

地方分権型社会への移行は、近年急速に注目され、市町村合併が推進されるとともに国から道への権限移譲による道州制に向けた取組が徐々に進められており、併せて、道から市町村への事務・権限の移譲が推進されています。このため、今後、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の役割がますます強まっていくものと考えられます。

また、地方自治体は、分権による権限と責任の拡大に見合った適正な税財源の移譲を国等に働きかけるとともに、自主財源の確保に努める必要があります。

現在、多くの地方で人口減少と高齢化が進行するなどにより、地域間の格差が拡大している状況にあります。今後は、地方分権をさらに進め、地域住民とともに地域を活性化させ、住民が主体的に判断し活動する地域主権に向けて歩みを進めていく必要があります。

(2) 急速な少子高齢化と人口減少

我が国では、出生率の低下による少子化が進み、全国の総人口は平成 17(2005)年をピークに減少に転じています。一方で、高齢者人口は過去最高となり、高齢化率は今後長期にわたって上昇することが見込まれています。

また、女性の結婚についての意識変化などに伴い未婚・晩婚化が進み、平成 17 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生に生む子どもの数）は、1.26 となり、少子化が進行している状況にあります。

高齢化の進行は、寝たきりや独り暮らしなど介護を必要とする人々の増大だけでなく、介護する側の負担が増加するなど、経済社会への影響をもたらすものと考えられます。一方で、元気な高齢者の方々の豊かな経験と知識が今まで以上に活用されることから、まちづくりの新たな活力と豊かさを生む可能性を秘めたものでもあります。

また、少子化は、労働人口の減少に伴い社会保障面での世代間扶養が難しくなり、社会保障制度の抜本的な改革を促す要因となります。さらに、経済的・社会的な要因も大きく、少子化対策として、子どもを生みやすく育てやすい環境整備が強く求められています。

(3) 経済社会のグローバル化

経済活動の自由化の流れが進展し、国境を越えた経済や市場の統合などが拡大しつつあります。経済成長が著しい東アジア地域等を生産拠点とする低価格な輸入製品と国産品の競争が激化し、労働力の国内への流入、また、外国人観光客数の増加が顕著に表われています。特に企業活動では、国を超えた活動が活性化しており、我が国においても、国際競争力をもった産業の育成をはじめ、様々な分野における交流を通じて世界と結びつき、地域の発展の新たな可能性を高める取組が地域レベルで必要となっています。

また、本道、とりわけ十勝地方は、我が国有数の食糧供給基地といえますが、農畜産物については、輸入自由化の波が押し寄せてきています。特に、平成 19(2007)年から進められている日豪 F T A (自由貿易協定) / E P A (経済連携協定) 交渉では、日豪間で協定が締結された場合には主要な農畜産物の関税が撤廃され、我が国の農業経済、特に北海道及び十勝地域への経済的打撃を与えるなど、大きな影響を及ぼすものと懸念されています。

(4) 持続可能な循環型社会への転換

世界における急速な人口増加や生産・消費活動の拡大によって、資源・エネルギー・食糧などの需要増大が予測されるとともに、地球温暖化、酸性雨、オゾン層破壊など地球環境問題が深刻化し、国際的な緊急課題に挙げられています。

地球環境を保全し、残された自然を将来の世代に引き継ぐためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄から、排出抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の取組を強化することの重要性が世界的にも叫ばれており、環境に配慮し自然と共生したライフスタイルや消費活動による持続可能な循環型社会への転換を図ることが必要です。

また、我が国のエネルギー自給率はわずか4%にとどまっており、今後、環境への負荷の少ない省エネルギーの利活用や国産エネルギーを増大させる取組が一層重要性を増しています。

こうしたことから、これからの地域づくりにおいて、産業活動や生活様式のあり方を、より環境に負荷を与えない形に変えていくことが望まれ、良好な自然環境を次世代に残していくことができるよう保全し、より快適な環境を創造することが必要です。

(5) 安心・安全への意識

近年、毎年のように、地球温暖化を一因とする台風や集中豪雨、さらに地震などの自然災害が発生し、住民の生命や財産が脅かされています。

普段からの災害防止に向けた準備や防止策の徹底、発生後の迅速な対応など、災害による甚大な被害の防止に向けた備えとして、取り組むべき課題は多く、行政や地域が一体となった取組が必要となることから、地域全体での防災意識のさらなる高まりが望まれます。

また、日常生活においては、犯罪の凶悪化や低年齢化が進んでいるほか、食の安全性に対する懸念などへの不安が高まり、さらに、医療面では、過疎地における医師や医療従事者の不足が深刻な状況にあり、関係機関と連携した地域医療対策が必要となっています。

このため、地域コミュニティにおける防災体制の強化や、危機管理体制の構築による災害に強い地域づくりをはじめ、子どもや高齢者、障がい者などすべての方が安心して暮らすことができる生活環境の整備が求められています。

(6) 高度情報化

近年、急速に発展している情報通信技術やコンピュータなどの情報通信機器の普及は、人々の暮らしや企業活動にとって、重要な社会基盤となっています。こうしたネットワーク社会では、情報の自在のやりとりが可能となり生活利便性を高める一方で、企業間・地域間のボーダーレス（無境界）化など社会経済のあり方が変化してきていると考えられます。

また、私たちの日常の生活においても、インターネットを利用した電子メールやブログ（インターネット上の日記）などの普及により、人と人のつながりのあり方や社会生活の面における変化をもたらしています。

こうした情報ツールの活用は、利便性が向上する一方で、人と人のふれあいや暖かさが不足するといった懸念、操作できない方々への配慮、個人情報への漏洩等への十分な体制が必要など、万能なものではないということを認識したうえで、使用しなければなりません。

それらについてしっかり踏まえながら、情報通信基盤を活用した行政サービスの提供の充実が必要となります。

5. 芽室町の現況

(1) 位置・地勢

本町は、十勝平野の中央部、北緯 42° 43′ ~43° 01′ 東経 142° 43′ ~143° 09′ に位置し、南北約 35.4 km、東西約 22.6 km、面積 513.91k m²の広さを有しており、東と南は十勝の中心都市帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町に、西は日高町に接しています。

帯広市まで 14 km、北海道の産業・経済の中心都市札幌市までは約 200 km です。

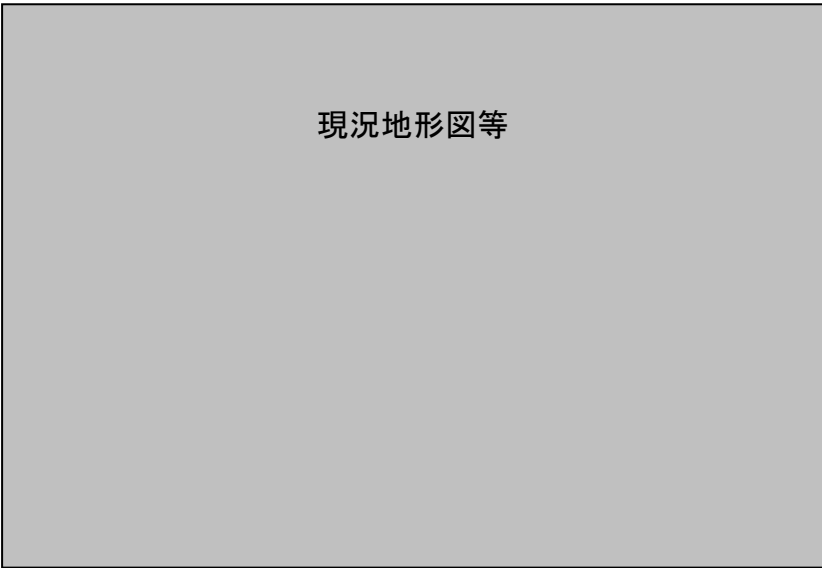
現在、札幌・釧路・北見などの都市を結ぶ北海道横断自動車道、帯広・広尾間を結ぶ帯広・広尾自動車道の整備が進められており、完成すると、札幌へ約 2 時間、釧路へ約 1 時間、北見へ約 1.5 時間と大幅に時間距離が短縮されます。

また、2,500 kmの滑走路を備え、東京・大阪・名古屋・函館線が開設されているとかち帯広空港からも 32 kmと近く、東西・南北の高速交通道路と空路の結節点に位置しており、産業立地、観光・交流条件に恵まれています。

(2) 自然条件

本町は、広大な十勝平野に属し、西部は日高山脈に連なる山岳地帯で、一部は日高山脈襟裳国定公園に含まれています。市街地の北部には、十勝川が町を横断する形で西から東へ流れ、流域には雄大な耕地が広がっています。南部にはミズバショウ群生地や伏美仙境、日高山系伏美岳・ビバイロ岳、美生ダム、新嵐山スカイパークなどがあり景勝地に恵まれています。

年間を通して晴天日数が多く、降水量が少ないさわやかな大陸的気候ですが、最高気温は 30℃を超える反面、最低気温は-30℃近くになるほど寒暖の差が大きく、夏が比較的高温であるのに対し、冬は晴天の日が多く雪が少ないため寒気が厳しく、土壌凍結が 1 mにもおよぶところがあります。



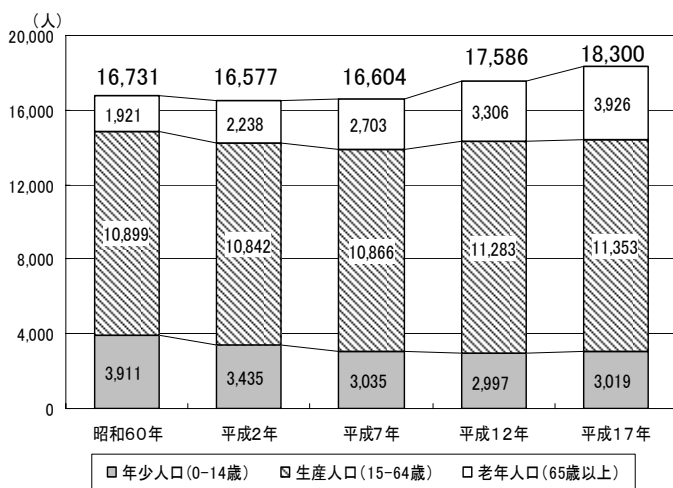
現況地形図等

(3) 人口の状況

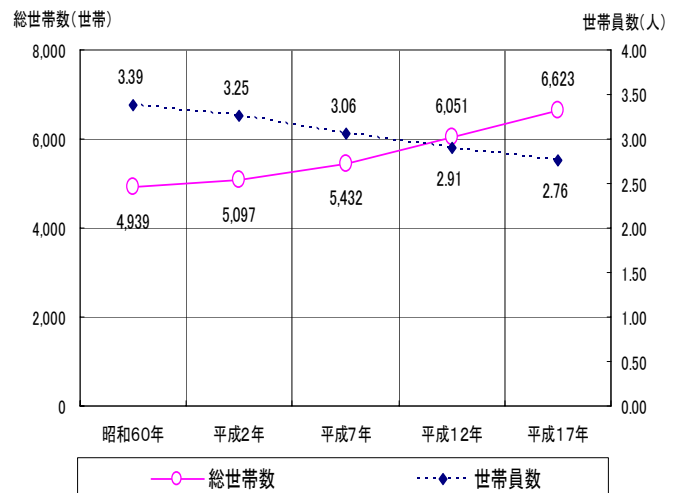
①総人口と世帯数

平成17年の国勢調査による本町の人口は、18,300人で、平成12年の前回調査に比べ4.1%増加しています（全道市町村の中で6番目に高い伸び率）。近年の帯広圏からの流入、とりわけ平成14年度から開始した東芽室地区の宅地開発などが要因として挙げられます。

また、総世帯数も同様に増加してきていますが、その一方で1世帯当たりの人員数は減少傾向であり、核家族化の進行がうかがえます。



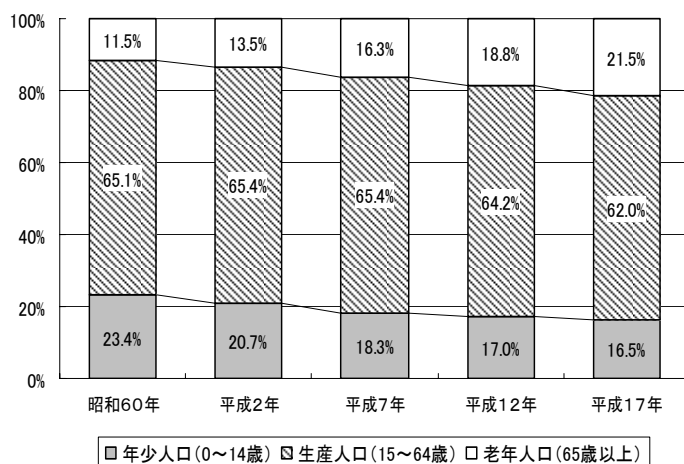
資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

②年齢階層別人口

年齢階層別人口構成比の推移を見ると、平成7年から平成17年の10年間で、15歳未満の年少人口の割合は1.8ポイントの減少、65歳以上の老年人口の割合は5.2ポイントの増加となっており、全国的な状況と同じく、本町における少子高齢化が進行しています。



資料: 国勢調査

年齢階層比率(全国・全道との比較)

区分	芽室町	北海道	全国
老年人口 65歳～	21.5%	21.4%	20.1%
生産年齢人口 15～64歳	62.0%	65.7%	65.8%
年少人口 0～14歳	16.5%	12.8%	13.7%
計	100.0%	100.0% (不詳0.1%含む)	100.0% (不詳0.4%含む)

資料: H17 国勢調査

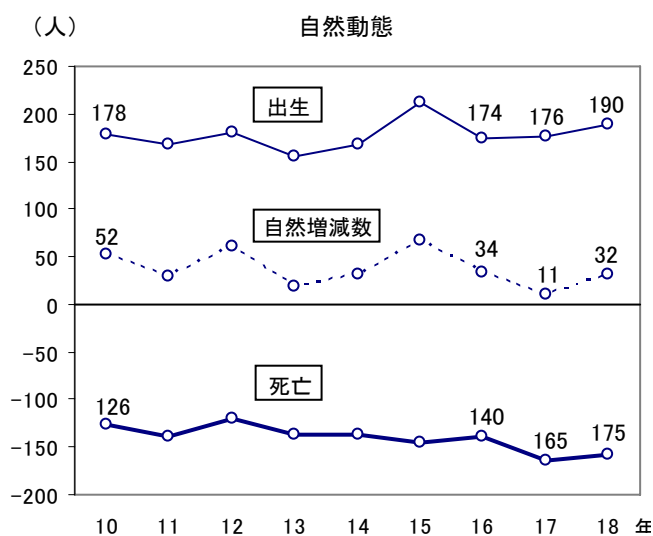
③人口動態

◆自然動態

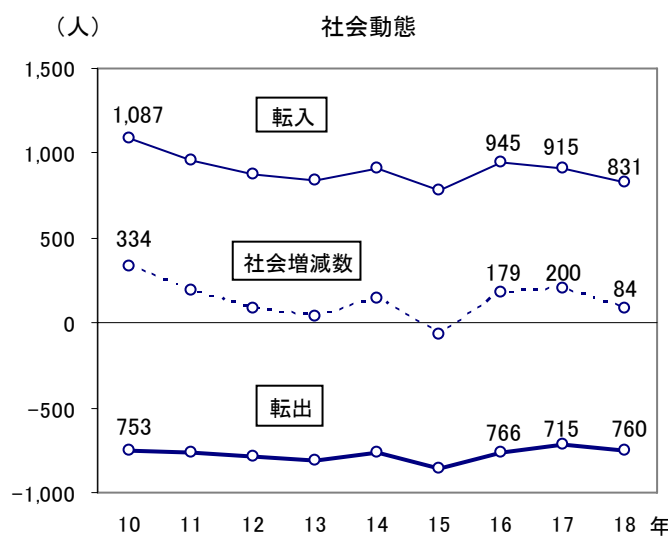
出生数から死亡数を引いた推移をみると、各年とも出生数が死亡数を上回っています。

◆社会動態

転入者数から転出者数を引いた推移をみると、ほとんどの年で転入者が転出者を上回っています。



資料:住民基本台帳

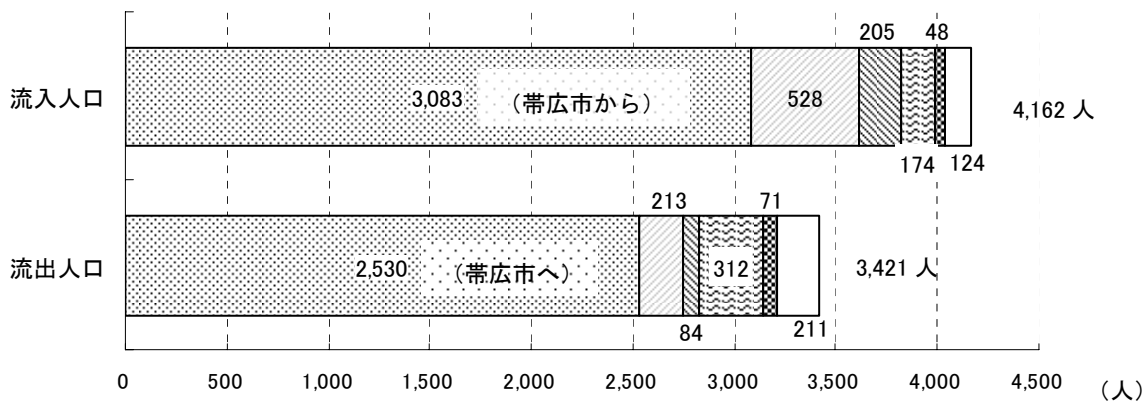


資料:住民基本台帳

◆昼間人口

本町の通勤・通学者による流入・流出者数をみると、流入人口は4,162人、流出人口は3,421人と、流入者の方が多くなり、昼間人口は741人増加します。

他市町村から本町へ来る通勤・通学者の74%(3,083人)が帯広市からであり、一方で、本町から他市町村へ出向く通勤・通学者人のうち74%(2,530人)が帯広市へ向かっています。



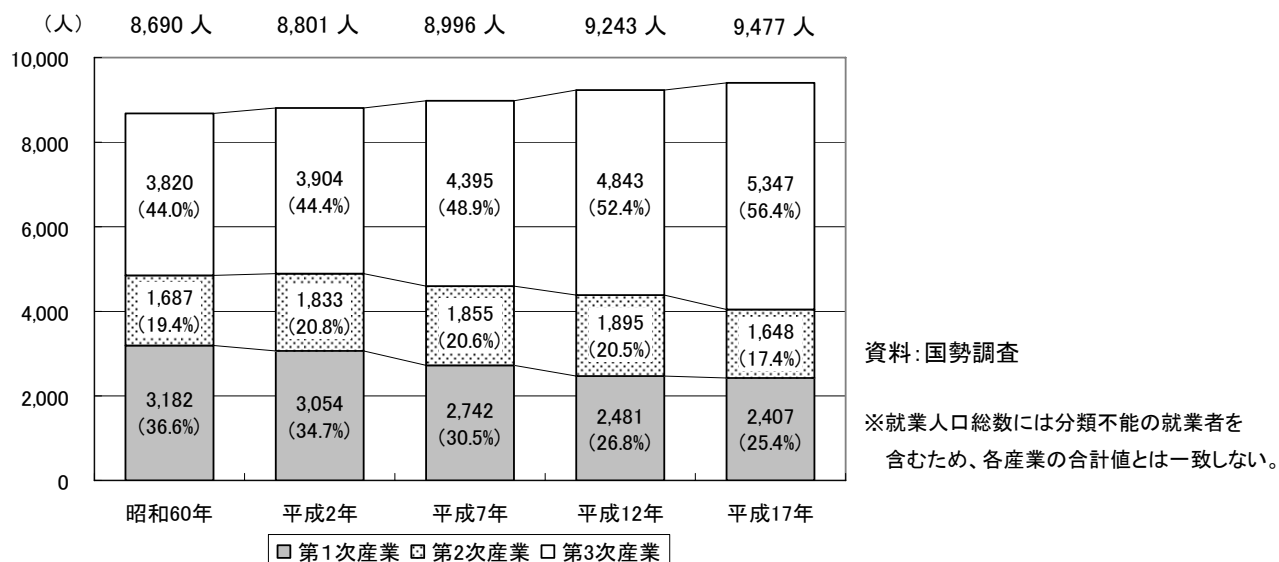
■帯広市 □音更町 ▨幕別町 ▩清水町 ▤新得町 □その他

資料:H17国勢調査

(4) 産業の状況

①産業別就業人口

平成17年における本町の実業人口は9,477人(分類不能の就業者75名含む)であり、平成7年から平成17年の10年間で481人増加しています。その内訳としては、第1次産業人口が335人の減少、第2次産業が207人の減少、第3次産業が952人の増加(分類不能71人増)となっています。



②各農業の状況

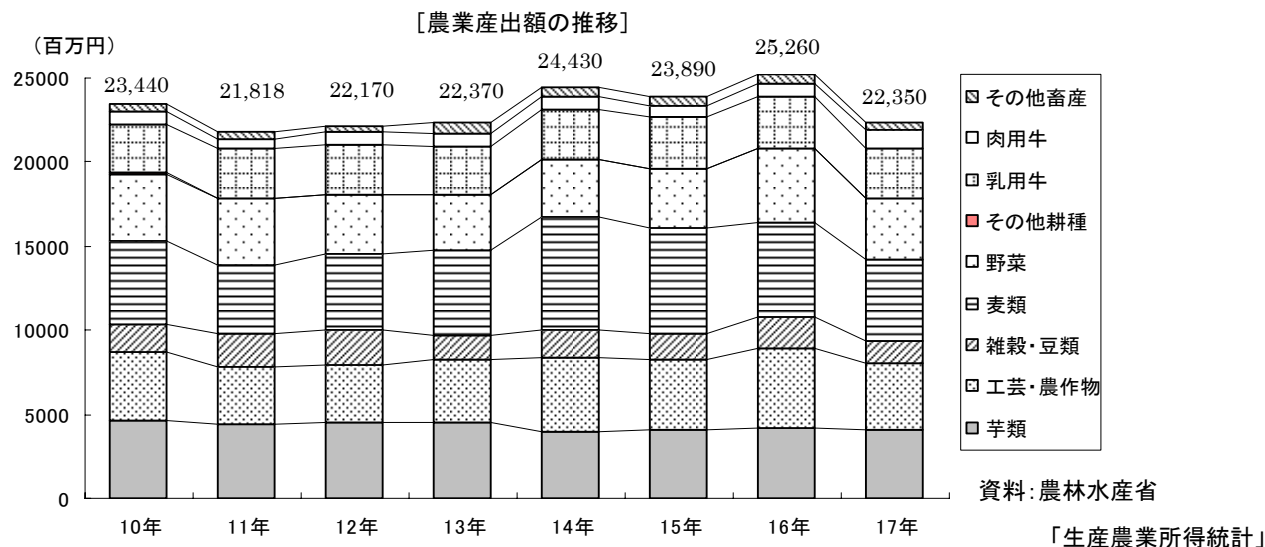
ア 農業

広々と広がる十勝平野に位置する本町は、馬鈴薯、てんさい、小麦、豆類、スイートコーンなどの畑作に加えて畜産も盛んで、農業は基幹産業となっています。

農業産出額は毎年200億円を超え堅調です。

また、農業就業者の高齢化が進行しており、平成17年では、30歳未満が9.3%、30代が14.3%、40代が19.1%、50代が23.5%、60歳以上が33.9%となっています。

耕地面積規模20ha以上の農家戸数は増加を続け、平成17年では約8割を占めています。



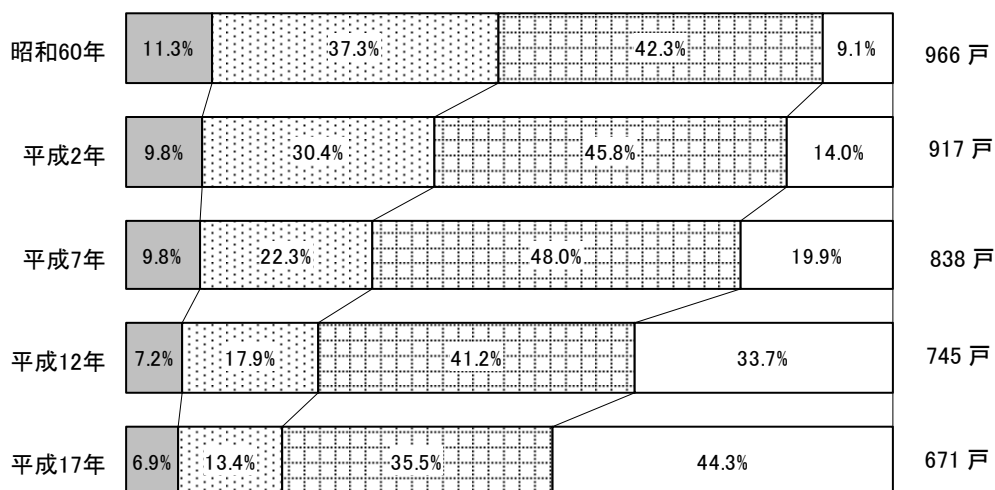
[農業就業者人口の推移]



□ 15～19歳 □ 20～29歳 □ 30～39歳 □ 40～49歳 □ 50～59歳 □ 60～69歳 □ 70歳以上

資料：国勢調査

[広狭別農家の推移]



□ 10ha未満 □ 10ha以上～20ha未満 □ 20ha以上～30ha未満 □ 30ha以上

資料：農林業センサス

イ 林業

平成17年度の本町の森林面積は21,913haであり、うち国有林15,396ha(70.3%)、町有林1,130ha(5.2%)、私有林5,388ha(24.6%)を合わせた民有林は29.7%となっています。

本町では、30ha未満の小規模な民有林所有者がほとんどであり、団地共同林業施業計画を立て森林組合に委託経営を行なっています。



オ 観光

本町の観光入込客数は、年間約 92,400 人（平成 17 年度）であり、近年はやや減少傾向となっています。

本町の観光は、宿泊施設とスキーやパークゴルフ、キャンプなど様々な楽しみ方ができる緑豊かな新嵐山スカイパークがあり、自然豊かな景勝地として人気があります。

また、本町は昭和 22 年に生まれたゲートボール発祥の地であり、全国大会を開催し毎年全国から多数の参加者が訪れ熱戦が繰り広げられます。

本町としては、平成 17 年度に、こうした本町の豊かな自然や町民によって築き上げられてきた文化や産業、生活など様々な視点で次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産の中から「芽室の宝物」として町民により選定された次の 6 件を「芽室遺産」として認定しています。

芽 室 遺 産



芽室公園と柏の木



新嵐山展望台からの風景



松久園の母屋



10 線防風林



花菖蒲園



芽室町発祥のゲートボール

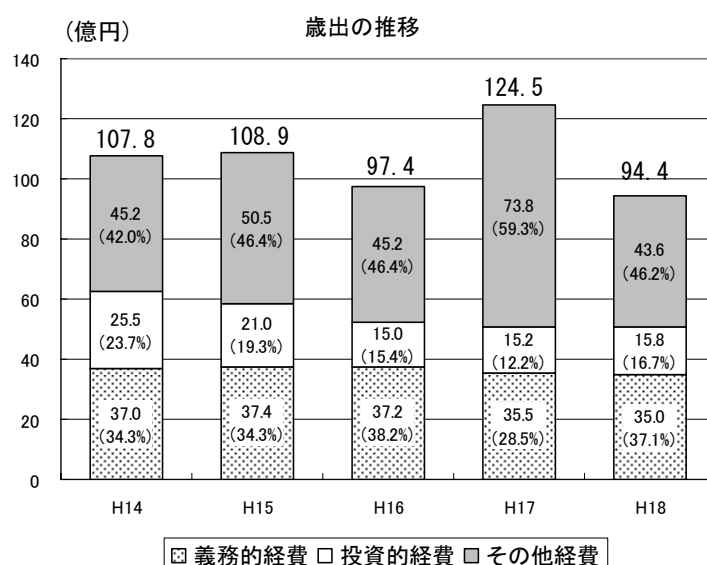
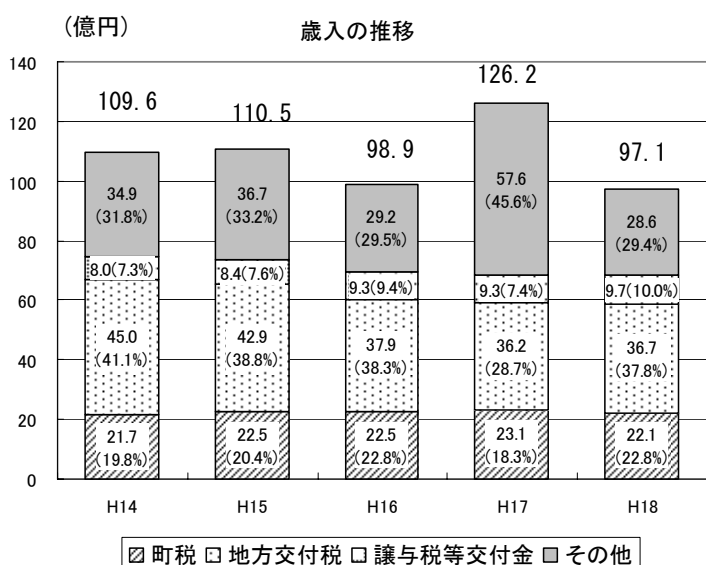
(5) 財政の状況

①歳入歳出の状況

本町の基幹的な歳入である町税と地方交付税の安定が財政運営の土台となります。町税は、ここ数年堅調に推移していますが、大きな歳入要素である地方交付税については、国が進めている三位一体改革等により地方交付税の減額が毎年続き、財政状況は年々厳しさを増しています。

平成18年度の歳入構造は、町税が歳入全体の約2割(22.1億円)でしかなく、依存財源の動向により大きく左右される構造です。

また、平成18年度の歳出のうち、義務的経費(人件費・公債費・扶助費)は、歳出全体の約37%です。ここ5年間で行財政改革の推進により人件費などを削減していますが、その反面で、少子高齢化対策などによる扶助費は増加傾向であり、義務的経費全体では微減となっています。

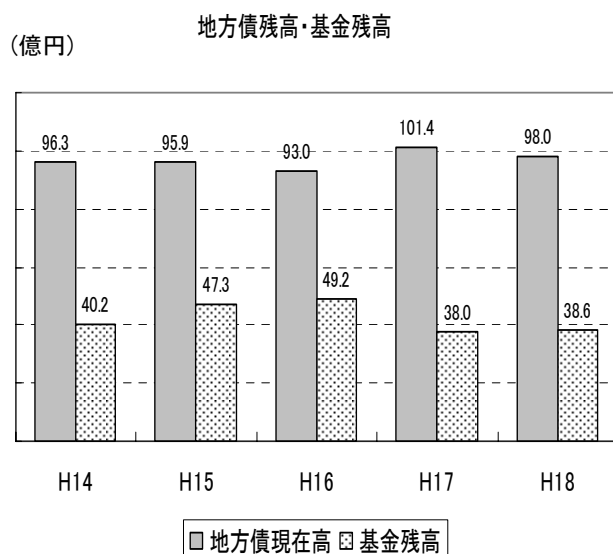


②地方債及び基金残高

地方債残高は減少傾向にありましたが、平成17年度に、国営土地改良事業費負担金の繰上償還に伴う借入により100億円を超えました。今後は、後年度の財政負担に十分配慮した地方債管理が必要となります。

基金残高については、同じく国営土地改良事業の繰上償還財源としたことから、平成17年度末残高が減少しました。

今後についても財源が不足する場合は基金の対応が見込まれますが、基金にも限りがあるため、極力財源不足を生じさせないように努力する必要があります。



③各財政指標の状況

財政力指数 0.430 (H18)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表わしており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値をいいます。この数値が大きいほど財政力が強く財源に余裕があるといえ、1.0を超える自治体には普通交付税は交付されません。

本町の財政力指数は、ここ数年連続して伸びを見せています。これは、区画整備事業に伴う宅地造成により、固定資産税が確保されていることが主な要因として挙げられます。

経常収支比率 81.9% (H18)

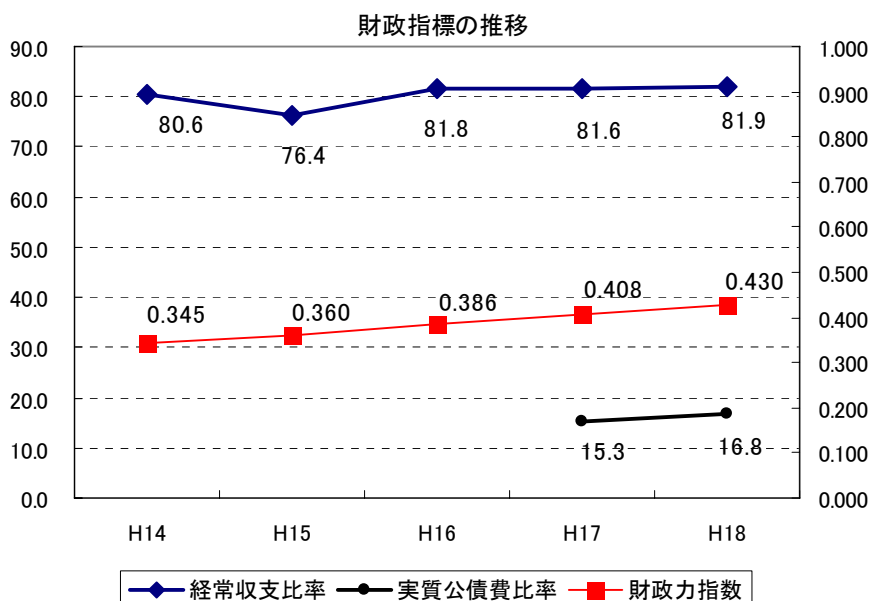
経常収支比率とは、町税や普通交付税のように、使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための数値であり、この数値が低いほど弾力性が高く、この比率が80%以下であることが望ましいとされています。

本町の経常収支比率は、人件費の削減などにより現在の水準を保っていますが、近年、普通交付税等の一般財源の減少が続き、依然厳しい状況です。

実質公債費比率 16.8% (H18)

地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、新たに導入された財政指標であり、標準財政規模に対する借入金等の返済（公債費）、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金など、実質的な公債費の比率です。

この指標が18%以上となる場合は、地方債を発行する際に、北海道の許可が必要な団体となり、25%以上となる場合は地方債の発行に一定の制限を受けることとなります。



6. まちづくりの主要課題

本町を取り巻く社会の動向をもとに、これまでの町民アンケート結果やホットボイス、町民の方々と行政で構成する総合計画町民検討委員会による意見、行政として課題意識の高い事項等を総合的に取りまとめ、まちづくりの主要な課題を次のように整理しました。

◆まちづくりの主要課題

①住み慣れたまちで生涯を通じて健康的に暮らせるまちに向けて

健康な身体を保ち長生きして健やかに暮らせることが、幸せな生活につながります。

住み慣れた地域での出産や治療が難しくなっている中で、本町の公立芽室病院への期待は大きく、また、健やかに暮らすためには、町民一人ひとりが健康的な生活習慣を身に付けていただくことが大切であり、生活習慣病への予防や食習慣の改善に対する関心を高めるための取組が必要です。

子どもたちを健やかに育むことができる環境づくりや、今後ますます増加する高齢者の方々への適正な福祉サービスの提供、地域ぐるみでの健康づくりと福祉の推進など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが課題となっています。

②農業を核とした産業が活性化するまちに向けて

豊かな大地に恵まれた本町は、優れた畑作地帯として発展してきました。この緑豊かな自然の中で展開される農業は、本町の基幹産業であるとともに、全国の食糧供給を支える基盤の一つであるといえます。しかし、本町における農業従事者は、国全体の傾向と同様に減少傾向であり、また、WTOの農業交渉など国際ルールの強化についての交渉が行なわれていることも背景として、国では、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造に向けた対策が新たに開始されています。

本町としても、今後の効率的かつ安定的な農業の維持に向けて、担い手農業者の育成確保など農業経営の合理化の促進に向けた取組が必要とされ、さらに、クリーン農業に資する土づくりと安全安心な農畜産物の生産や、地産地消・食育・商工業の発展など、農業と連携する複合的な取組の必要性が課題として挙げられます。

③快適で安全安心な生活環境が整ったまちに向けて

町民の生命・財産を災害から守るため、防災体制、情報提供体制の強化による意識向上、また、児童生徒の登下校児などの際の事件事故の防止なども全国的に目立つことから、防犯・交通安全面での地域が一体となった取組が求められています。

また、全国的な少子高齢化と人口減少の進展は本町にも大きく影響してくることが予想され、将来的な人口減少や本格的な少子高齢化に対応する町並みの整備・導線づくりをデザインし、中心市街地の空地や未利用地を減らしながら人口動態に適切に対応し、今後一層の増加が見込まれる高齢者の方々などが住みよいまちとなるような方策を見出し、有効な土地利用を進めなければなりません。

④豊かな心を育み人々が潤いのある生活を送ることができるまちに向けて

豊かな心を育む人づくりにおいて、今、教育の役割が改めて見直されています。全国的に子どもたちの規範意識の低下や倫理観の希薄化といった傾向も指摘されており、いじめ等の問題行動や青少年の凶悪犯罪が続発するなど憂慮すべき事態となっており、本町においても子ども達の健全やかな成長や発達のため、心の豊かさを育むための取組が求められています。文化・スポーツ、生涯学習の推進と併せて、家庭や地域における教育環境の整備、それらの推進にあたっての人づくりや指導者の育成などが課題として挙げられます。

⑤町民が主役となったまちに向けて

近年、全国的には都市化の進行や個人の価値観の多様化が進む中で、地域における連帯感が希薄化するなど、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。本町においても同様の懸念や指摘があるとともに、最も地域に密着した町内会など地縁組織で活躍する方々の高齢化・固定化もうかがえます。

しかし、一方では、少子高齢化など社会経済情勢の変化に伴い、高齢者や子育て家庭に対する支援、地域防災や地域安全活動などの分野において、相互に助け合うという共助の心に支えられた地域コミュニティの再生が課題として挙げられます。

また、地方分権が進展し、地域の実情に合った地域経営にあたり、町民の方々の一層の町政への参画が必要といえますが、いただいたご意見をいかに町政に反映していき、まちづくりにつなげていくかが課題として挙げられます。

第4期芽室町総合計画

Ⅱ 基本構想（たたき台）

1. 構想の期間と将来像	1
2. まちづくりの基本目標	3
3. 人口指標	6
4. 土地利用の方向	9
5. 財政運営の方向	11
6. 基本目標と政策（施策の大綱）	12
基本目標 1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり		
・政策 1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり	13
・政策 1-2 子育てしやすいまちづくり	14
・政策 1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実	14
・政策 1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現	15
基本目標 2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり		
・政策 2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化	16
・政策 2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興	17
基本目標 3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり		
・政策 3-1 安全に暮らせる生活環境づくり	18
・政策 3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進	19
・政策 3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	19
基本目標 4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり		
・政策 4-1 豊かな心を育む人づくりの推進	20
・政策 4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成	20
基本目標 5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり		
・政策 5-1 町民が主役となった地域づくり	21
・政策 5-2 安定した行財政運営と町民サービスの推進	21

1. 構想の期間と芽室町の将来像

◆構想の期間

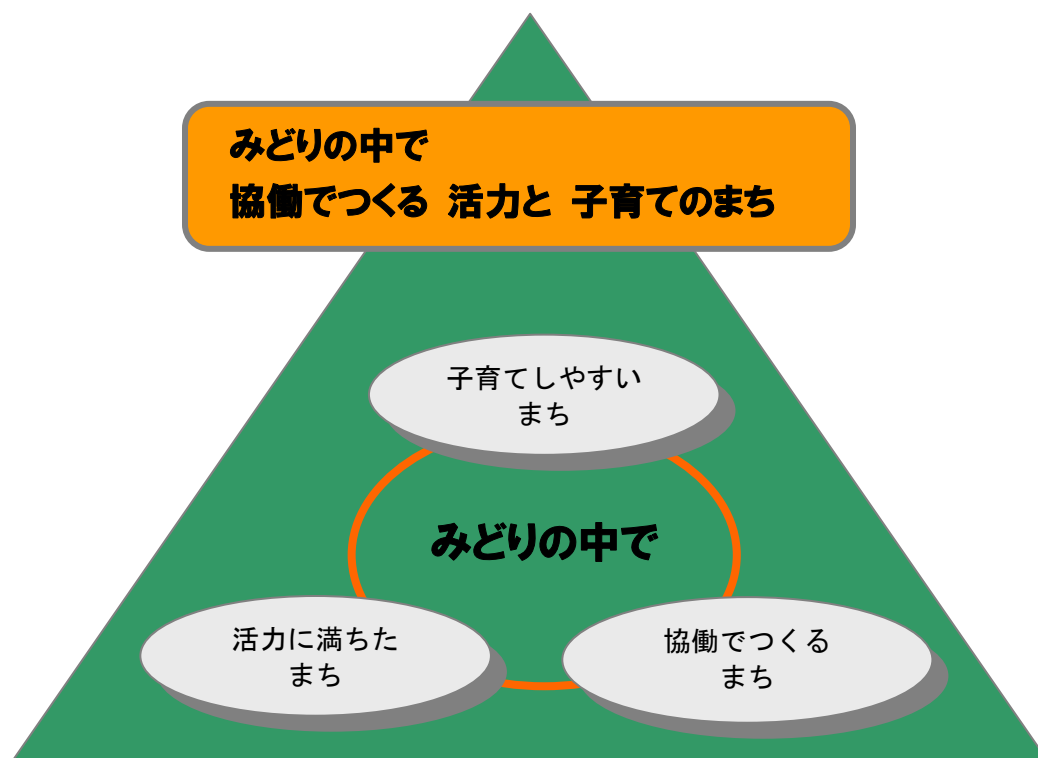
平成 20 年度(2008 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 10 年間とします。

◆将来像

第 4 期芽室町総合計画 [平成 20(2008)年度～平成 29(2017)年度] では、これまでの本町における総合計画の取組を引き継ぐとともに、豊かな自然環境と農業を表わす「みどり」を基盤として、町民の皆さんと町の「協働でつくるまち」、産業や人々の「活力に満ちたまち」、子どもを安心して生み育てる「子育てしやすいまち」という 3 つの視点に即した将来像を次のとおり定めます。

**みどりの中で
協働でつくる 活力と 子育てのまち**

まちの将来像 (平成 29 年度)



（みどりの中で）

本町は、恵まれた自然環境を背景に、広大な大地に根ざした農村地域を形成し、この肥沃な大地を基盤として質の高い農畜産物を生産し、農業を核とした商工業の振興や雇用の創出など、地域における産業振興と経済循環のもとでまちづくりを進めてきました。

こうした本町を育む自然環境は貴重な財産であり、まち全体で環境負荷の低減に向けた循環型社会の構築と環境保全型農業をさらに進めるなどにより、豊かな資源を将来の世代に引き継いでいくことが私たちの世代の責務です。

（協働でつくる）

地方分権が進展する中、地域のことは地域で決める時代となり、自らの選択と責任のもとで自立したまちに向かってさらに歩みを進める必要があります。町民の皆さんと町の対話の機会を確保し、わかりやすい説明による町政参加への喚起や地域活動を推進し、今後の高齢化の進行にも対応した、本町にふさわしい協働のまちづくりを進めます。

（活力と）

有効な土地利用と活力ある産業振興によるまちなかの活性化はもちろんのこと、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと活動し、多様な人々がふれあいと交流を楽しむことができる身近な地域社会の再生が、このまちに活力を与えます。すべての人々が、健康で生きがいを持って躍動する、活力に満ちたまちづくりを進めます。

（子育てのまち）

次世代を担う子どもたちは、私たちのかけがいのない宝です。子どもたちが、夢と希望を持ち、まっすぐに生きる力を身に付けることができるよう地域全体で守り育てるとともに、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを進めます。

このように、すべての人が、慣れ親しんだこのまちで文化的かつ安心して快適な生活を営み、誇りを持って暮らし続けることができる“みどりの中で 協働でつくる 活力と 子育てのまち”を目指します。

2. まちづくりの基本目標

将来像を実現するための5つの基本目標を設定し、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果と特色を承継しながら、未来を担う子どもたちとともに、町民が安心して暮らし幸せを実感できるよう豊かな自然に恵まれた活気あふれるまち「めむろ」の実現を目指します。

1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

健康は誰しもの願いです。いくつになっても健康で元気に生活でき、豊かな人生を過ごすためには、町民一人ひとりが、食の大切さを含めて健康づくりに関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。このため、健康づくりの推進や、公立芽室病院を中心とした地域医療体制の維持により、長生きして健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、子どもたちが健やかに育つような家庭や地域における子育て機能を高め、地域社会全体で子どもたちの笑顔を共有できるまちづくりを進めます。

急速な高齢化の進行とともにひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が見込まれるため、地域に密着した高齢者福祉への対応など、地域福祉を拡充するネットワークづくり・支援体制の構築を図ります。

こうした、すべての町民の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、支え合いながら、生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

本町は、恵まれた気候や風土、肥沃な大地を基盤とした我が国固有数の大規模畑作地帯として農業を中心とした町であり、この活力ある農業を基礎として、工業・商業・観光などとの連携が図られ町全体が発展してきました。

昨今の国際的な経済連携や自由貿易の交渉を注視しつつ、国による農業政策の転換に的確に対応し、本町における担い手の方々と農業関係機関・団体とともに連携を図り、農用地の集団化や土地基盤整備の促進など、地域林業の推進とともに更に足腰の強い農業振興を図ります。

また、消費者と生産者を結びつける地産地消を進め、地元産農畜産物の消費拡大はもとより、食の安全・安心に対する意識や食育、観光・交流の促進など地域ぐるみで推進していきます。

また、農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核としたまちづくりを進めます。

3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

台風による水害や豪雨、地震や火災などの災害から町民の生命・財産を守るためには、日頃の災害への備えが大切であり、防災体制の強化や災害時等の情報提供体制の整備など防災啓発活動を推進します。

また、防災と並んで、防犯・治安・交通面や、消費生活においても安心して暮らせるまちづくりが求められています。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識や交通安全に対するモラルを高め、まち全体で防犯や交通安全などの活動を進めるとともに、消費生活の被害防止に努め、安全で明るいまちの実現を目指します。

また、今後の町人口の推移や年齢構成の見通しなどを踏まえた土地利用の方向性を定め、市街地の空地や未利用地を減らしながら今後の生活空間をデザインしていきます。併せて、町内の住環境や生活環境、交通網が快適なものとなるよう一体的な調整を図っていきます。

本町の豊かな自然環境と景観の保全を図るとともに、新たなエネルギーの活用に向けた研究や、ごみの減量化・リサイクルを進め、環境と調和した快適で安全かつ安心なまちづくりを進めます。

4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

少子化や核家族化、コミュニティの希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育機能の低下が懸念され、命の尊さや心のあり方など、児童生徒、青少年の心の問題が大きな課題となっています。

子どもたちの規範意識や道徳心を育む上で、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちが思いやりや責任感を育み、生きる力を身に付け、心豊かでたくましく育つよう健全育成に努めます。

また、地域固有の歴史・文化を保存・伝承し、一人ひとりが豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学び、活動できるまちづくりを進めます。さらに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

地域間交流や国際交流を通じ、町民の地域間交流等への意識の高揚と、情報の収集・提供を図り、他地域の歴史や文化などを学び、本町の活性化に活かしていきます。

こうした、教育、文化、スポーツの振興による心豊かな人づくりと文化を育むとともに、他地域との交流を通じた魅力ある地域の形成を図ります。

5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

地方分権の下、自らの責任と選択のもと、自立したまちづくりを進めていくため、徹底した情報公開と説明を基本とした町政への町民参加を強く推進するとともに、町民の方々の主体的な地域活動への参加を促進します。また、いわゆる団塊の世代の方々が、これまでの経験と知識を活かして地域で活動し生きがいを感じられるような環境づくりを進めます。

こうした取組の基盤となる町財政については、農業政策の転換等による影響が懸念され、農業所得の減少に伴う町税の低下や、地方財政制度の改革など社会経済情勢の変化に弾力的に対応できるよう、引き続き健全な財政運営を行うとともに、効果的で効率的な行政運営を行うことにより、安定した町民サービスの提供に努めます。

町民の皆さんの活動が活発化する明るいまちとするため、安定した行財政運営と町民参加による地域づくりを推進し、町民が主役となった自治に基づくまちづくりを進めます。

3. 人口指標

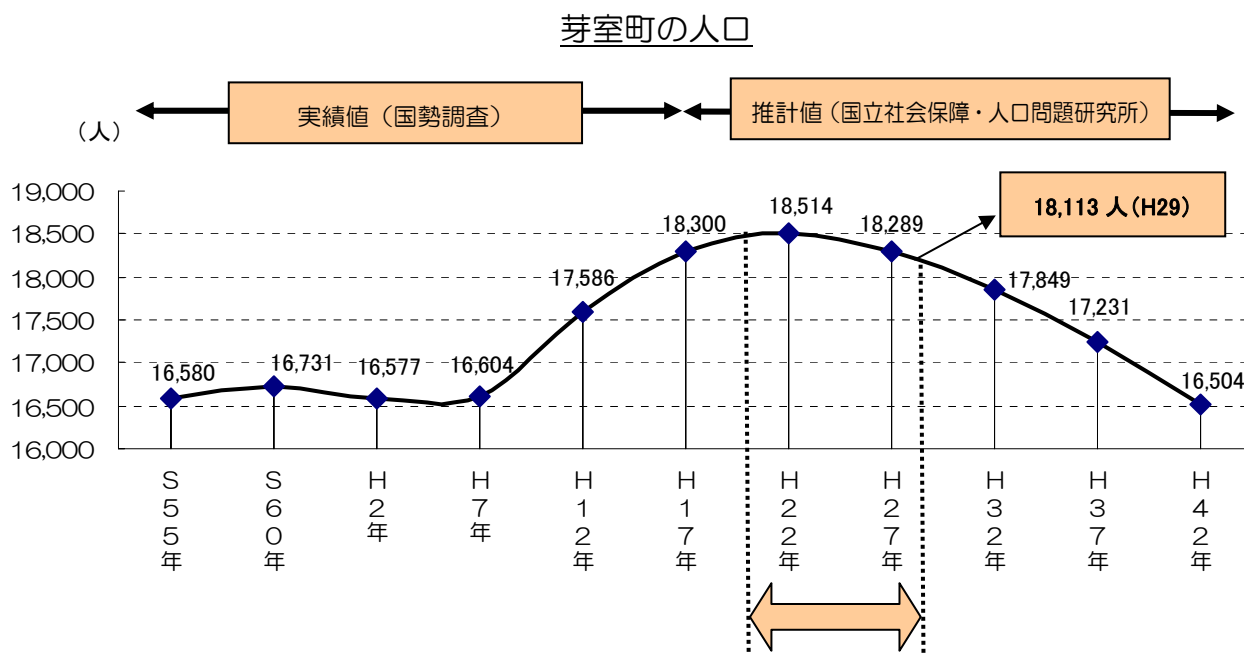
◆将来人口の見通し

本町の人口は、昭和50年代から平成7(1995)年頃までは、ほぼ横ばいで推移しています(以下、人口は国勢調査ベースの数値)。

しかし、近年、帯広市など十勝圏域からの流入、とりわけ平成14年度から開始した東芽室地区の宅地開発により、人口が増加しています。*平成17年度の人口伸び率は4.1%(対比H12:全道市町村の中で6番目に高い伸び率)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は、平成22(2010)年にピークを迎え18,514人にまで増加しますが、その後は全国的な状況と同様に、減少の一途をたどり、平成42(2030)年には16,504人にまで減少すると推計されています。

なお、今後の人口推計値から推測した場合、第4期芽室町総合計画の最終年となる平成29(2017)年の町人口は、既にピークを過ぎ、18,113人になると予測されます。



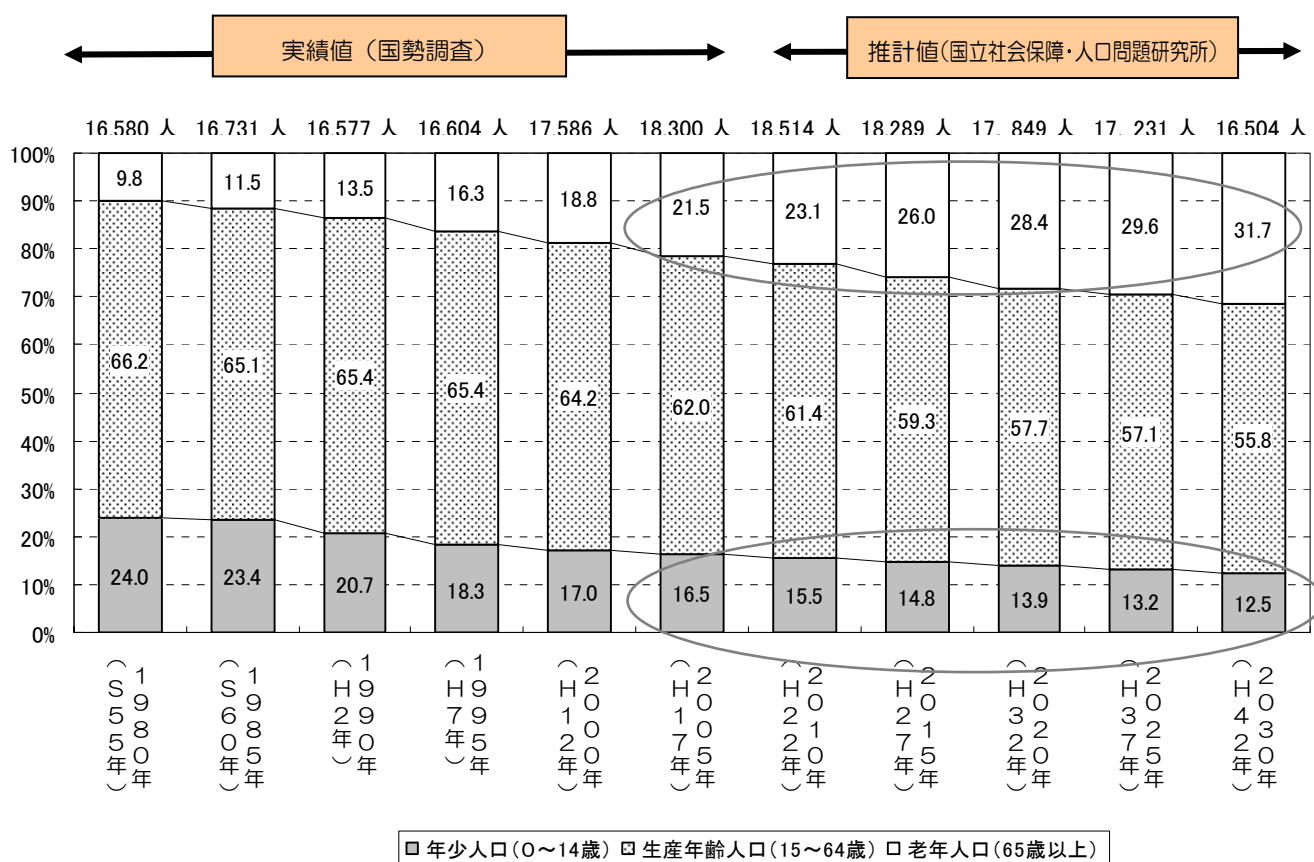
*芽室町の場合、住民基本台帳より
国勢調査人口の方が少ない

第4期総合計画の期間 (H20~H29)

◆年齢（3区分）別人口の見通し

平成17年国勢調査時点での本町の高齢化率(65歳以上)は、21.5%と全国平均(20.2%)を上回っており、なお上昇する傾向にあります。逆に年少人口比率(14歳以下)、生産年齢人口比率(15～64歳)は低下すると推計され、今後、本町における少子高齢化の傾向はますます強まるものと予測されます。

芽室町の年齢（3区分）別人口割合



◆目標人口の設定

平成29年度における目標人口 19,000人 (国勢調査ベース)

本町の総人口は、現状のまま推移が続くとすれば、第4期芽室町総合計画の最終年となる平成29(2017)年の町人口は、18,113人になると予測されます。この見通しは、国立社会保障・人口問題研究所における推計を基にしており、自然増減はもとより、社会増減を含めたこれまでの傾向を加味し、かつ、全国・全道の今後の傾向を考慮したものとなっています。

このため、本町でのこれまでの政策的誘因や宅地増加等による効果も今後もある程度続くと仮定してもなお、平成22年にピークを迎えた後に減少に転じ、平成29年に18,113人になると予測されています。

本町としては、安心して生み育てることができるような子育て支援施策や、快適な住環境の整備の推進などにより、町内への定住を促進し、平成29年度の目標人口は19,000人とします。

なお、その際の年齢構成は、年少人口2,845人(15.0%)、生産年齢人口11,197人(58.9%)、老年人口4,958人(26.1%)としています。

区分	最終実績値	推計値	目標値
	平成17年 (2005年)	平成29年 (2017年)	平成29年 (2017年)
総人口	18,300 (100%)	18,113 (100%)	19,000 (100)
年少人口 (0～14歳)	3,019 (16.5%)	2,614 (14.4%)	2,845 (15.0%)
生産年齢人口 (15～64歳)	11,353 (62.0%)	10,623 (58.6%)	11,197 (58.9%)
老年人口 (65歳～)	3,926 (21.5%)	4,876 (26.9%)	4,958 (26.1%)

4. 土地利用の方向

◆現状と課題

本町は、総面積 513.91 k m²で山林 207.76 k m²、畑 213.94 k m²、原野 16.90 k m²、牧場 13.45 k m²、宅地 9.83 k m²、雑種地 19.58 k m²、その他 32.45 k m²からなっています（平成 18 年 1 月現在）。

土地は、現在及び将来にわたる町民の生活や産業活動の基盤であり、持続的な発展に向け、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

土地利用の課題としては、都市区域では、都市的な機能・魅力の維持に向けた町中心部の整備や、本格的な少子高齢化社会に対応した施設配置、拡大していく東側の宅地造成、市街化区域内の未利用地の有効活用などが課題として挙げられます。

また、農業区域では農地の保全、森林地域では景観の保全、自然公園区域では貴重な自然環境の保全が必要です。

本町の美しい自然を生かしたまちづくりや、利便性・機能性の高い市街地の形成、我が国の食糧供給を担う農地の保全・整備などを基本としながら、今後の土地利用の方針を定めていく必要があります。

◆基本方針

（1）都市区域

計画的な市街地の形成を図り、街路・公園・緑地等の適正配置に努めるとともに、将来的な人口動態を見据えた公共施設等の配置の検討を進め、合理的な土地利用の推進を図ります。

- ・計画的・合理的な土地利用の推進
- ・人口動態に的確に対応した公共施設等の配置
- ・土地利用・公共施設配置・都市計画（中心市街地活性化）・道路網などの一体的な検討

（2）農業区域

本町では、豊かな大規模畑作農業が営まれています。WTO等における国際規律に対応していくため、国が進める品目横断的経営安定対策に対応し、担い手への農地集積を進めます。

（3）森林区域・自然公園区域

森林は、経済的効果だけでなく、国土の保全、水源かん養、CO₂削減に与える効果など、地球環境を保持し改善に資する公益的な機能を有しています。これらの資源の保全とともに、自然とふれあう場としての活用を努めます。

また、美生川沿い伏美湿原のミズバショウ群生地など貴重な自然環境を保全します。

(将来の都市像図)

5. 財政運営の方向

◆現状と課題

町財政は、歳入では町税はここ数年堅調に推移していますが、大きな歳入要素である地方交付税については、国が進めている三位一体改革等により地方交付税の減額が毎年続き、財政状況は年々厳しさを増しています。

今後も、高齢化による扶助費や各保険会計への繰出金が増加すると予測され、加えて国の行財政改革に伴う国庫補助金や地方交付税の削減が見込まれます。農業政策の転換による影響も懸念され、農業所得の減などに伴い町税の伸びが期待できず、予算決算規模は縮小に向かわざるを得ない状況であり、自主財源確保など自主・自立に向けた取組が必要となります。

このため、本総合計画の期間においても、自主・自立推進プラン（平成17年3月策定）に掲げた考え方を受け継ぎ、その取組を可能な限り反映させることが必要ですが、今後の国による地方財政制度改革や、道州制・権限移譲の進展などにより、依然として町財政の見通しは不透明なものとなっています。

◆基本方針

（1）持続可能な財政運営

町民生活に必要な不可欠な公共サービスが常に安定的に供給され、社会情勢の急激な変化や行政需要の変化においても、迅速に対応できる持続可能な財政基盤を確立します。

そのためには、財政状況や課題を的確に把握し、将来の財政状況を見据えた財政運営が必要であり、第4期芽室町総合計画に沿った中期的な財政見通しを立てるとともに、毎年度見直し（ローリング）を行いながら進行管理を進めます。

（2）効果的・効率的財政運営

計画・予算・評価の連動を強く意識して行政経営を進め、総合計画と行政評価に基づいた予算編成を行います。

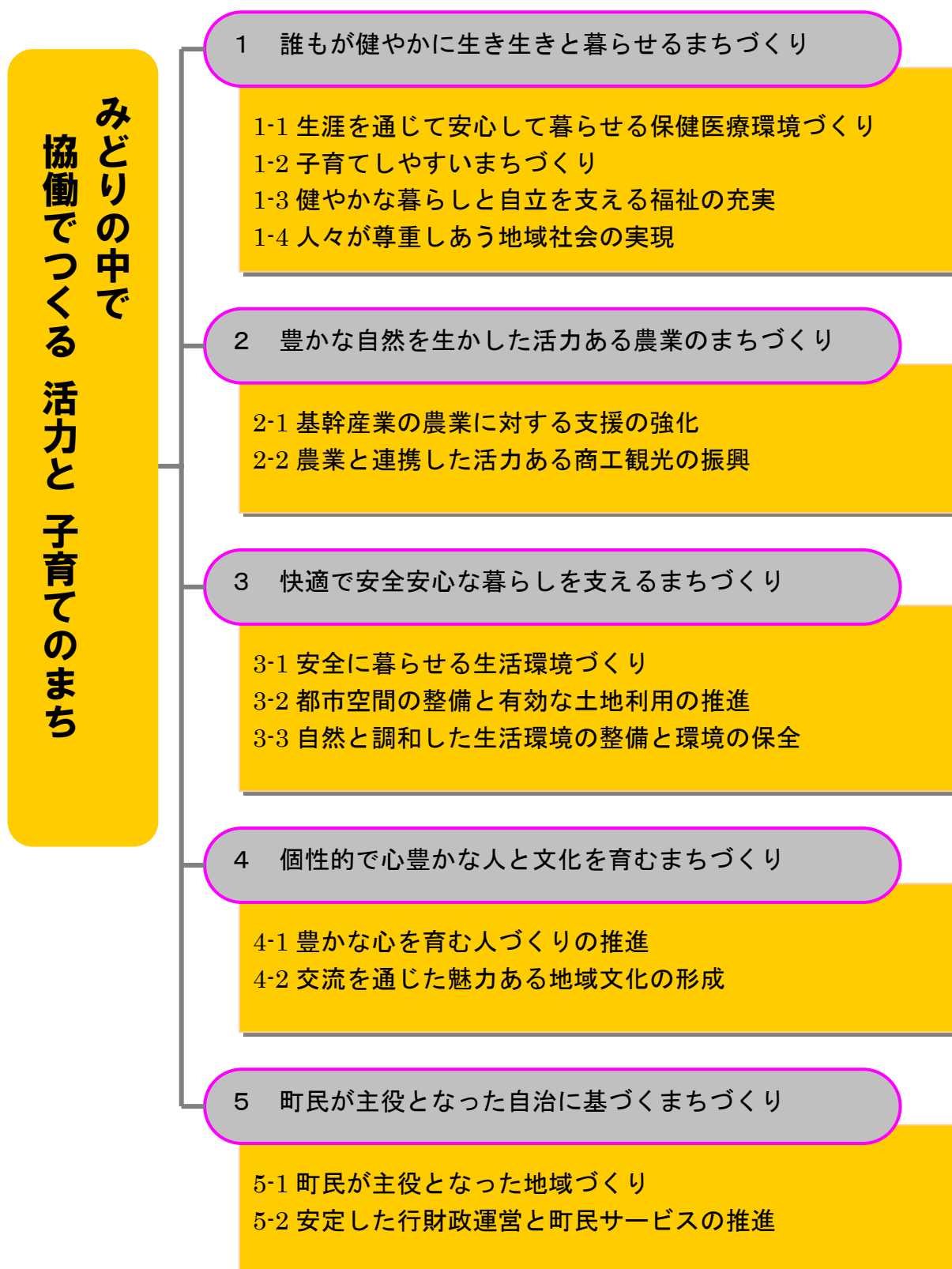
また、成果指標として、的確でわかりやすい財政指標を設定し、その向上を目指します。

（3）自主・自立的財政運営

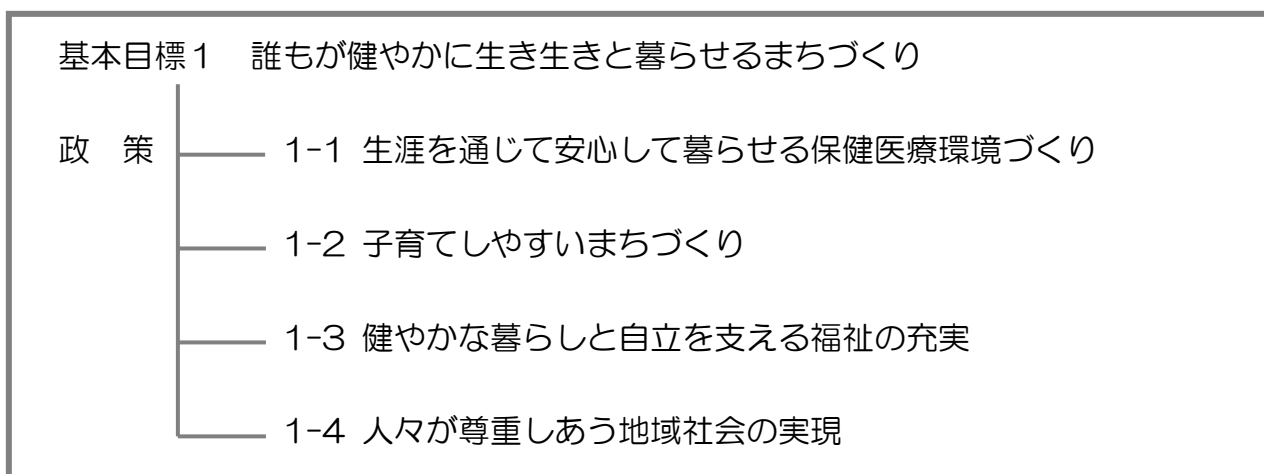
自主・自立の道を選択した本町では、役割分担（自助・公助・共助）を踏まえた財政運営が必要です。自主財源の確保を図るとともに、受益と負担を意識した施策を進めるなど、これまでの自主・自立推進プランの考え方を受け継ぎながら、厳しい財政状況下での町政運営を行なっていきます。

また、町財政の状況を町全体で共有するため、財政に関する情報を町民にわかりやすく公表していきます。

6. 基本目標と政策（施策の大綱）



基本目標と政策（施策の大綱）



1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり

健康は、誰しも共通の願いであり、少子高齢化の進行や医学の進歩などにより、健康づくりに対するニーズは高度化・多様化しています。また、がん・心臓病・脳卒中や、糖尿病など生活習慣病の増加とそれらに伴う医療費の増大や介護を必要とする人々が増加しています。

生活習慣病を子どもの頃から予防し、いくつになっても健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を伸ばして豊かな人生を過ごしてもらうためには、町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けていただくことが大切です。それが病気の早期発見と早期治療にもつながります。

このため、健康的な生活習慣を身に付けていただくための健康づくりの推進や、公立芽室病院の経営基盤の強化と医療体制の維持を図り、安心して暮らせる保健医療環境づくりを進めます。

また、近年私たちの食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、伝統的な食文化の良さが失われるなど様々な問題が生じてきており、食の大切さに対する意識が希薄になってきているといえます。子どもたちをはじめ、すべての方が心身の健康を保持し、生涯にわたり生き生きと暮らすためには何よりも食が重要です。

このため、食育を推進し、望ましい食生活や生活習慣への関心を高め、食文化の継承を進めていきます。

1-2 子育てしやすいまちづくり

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることは、少子化が進む地域にとって大変重要なことです。現代では、働く女性が増え、女性の生き方や考え方が多様化するとともに、結婚や出産に対する考え方も変わってきています。また、核家族化の進展、世代間交流の減少などにより、子育て環境も変化してきています。

近年は、幼児教育・保育について、保護者の就労の有無によって利用施設が限定されることや、子育てにおける選択機会の拡大の必要性などから、そうした垣根を取り除く必要があるといった指摘や、幼・保から小学校への子ども情報の連続性を保つ必要性など、相互の連携が求められています。

本町としては、妊娠・出産から乳幼児期に不安や悩みを抱えることの多い母親を支援し、家庭だけでなく地域ぐるみで子育て機能を高め、地域社会全体で協力し、子どもを産み育てることの喜びを共有できるまちづくりを進めます。

また、「赤ちゃんに優しい病院（BFH）」である公立芽室病院の診療体制を維持し、保育・幼児教育については、地域の実情や多様化するニーズに適切かつ柔軟に対応できるように総合化を図っていきます。

1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実

急速に高齢化が進行するとともに、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、近年は、地域住民相互の社会的なつながりが希薄となってきています。社会福祉協議会等と連携した活動や、地域住民による主体的な地域福祉活動を促進するためのネットワークづくりや支援体制を構築し、町民同士で支え合う体制づくりを進めます。

また、介護を要する高齢者の増加とともに、買物、通院などの日常生活に対する支援、家族介護に関する悩み、介護状態を予防するための取組の必要性など、高齢者への福祉サービスへのニーズは、ますます高くなるとともに多様化してきました。今後も増加傾向にある高齢者の方々が適正な福祉サービスを利用することができるよう、本町としても国の頻繁な制度改正に的確に対応しながら、特別養護老人ホームでの快適な生活の場の提供、また、総合的な在宅福祉の向上、生きがいの確保、介護予防などの充実に努めます。

また、障がいを持つ方への地域での自立生活を支援することを目的とした障害者自立支援法の施行により、障害種別に関わりなく一元的なサービスが提供される反面、定率負担が発生するなど、障がいを持つ方やその家族を取り巻く環境は大きく変化してきています。社会復帰・社会参加を促進するとともに、地域で支え合う福祉体制づくりに努めていきます。

1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現

我が国の憲法には、個人の尊重、法の下での平等が謳われており、男女が社会の対等な立場であらゆる分野とともに参画し、利益を享受し、責任を負う男女共同参画社会の構築が必要とされています。

しかしながら、女性の自立や社会参加の問題はまだまだ日常的に家庭や地域、職場など様々な場面で、家事や育児・介護などの負担、雇用の男女格差、男性中心の地域組織のあり方など、固定的な観念による偏見や男女間の不平等感が存在していると考えられます。

このため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠であり、地域が一体となって取り組む必要があり、そうした社会環境の整備を推進します。

また、近年、高齢者等に対する虐待や消費者被害、児童虐待や女性への暴力なども社会問題となっています。

加齢や障がい等により判断能力が十分でない方たちへの判断能力を補うための仕組みや、虐待の防止、ウタリ住民福祉の向上など、すべての町民の権利擁護を基本とした、人権が尊重しあう社会に向けた取組を進めます。

基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政 策

2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化

2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化

昨今、農業を取り巻く社会的・経済的環境は、農産物の輸入自由化に向けた動きやこれらに伴う価格の低迷等から、厳しい経営状況になってきています。

国は、農業政策の転換を図り、「担い手」（認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模を持つ農家）を対象とした品目横断的経営安定対策により、担い手に施策を集中化・重点化させ、意欲と能力のある担い手に対象を限定してその経営の安定を図る施策に転換したところです。本町としても、これらに的確に対応し、今後の農業を担う農業者を担い手として認定し、農業経営の改善を支援する必要があります。

また、担い手の方々及び農業関係機関・団体とともに連携を図り、これまで進めてきた活力ある農業施策から更に足腰の強い農業経営の構築を促進します。さらに、農業生産・経営にとって不可欠な資源である農地については、更なる有効利用に向けて、担い手への集積を図るとともに、良質で安全な作物づくりと生産性の高い土づくり、良好な森林の育成など、環境保全型農業を推進していきます。

「地元で生産されたものを地元で消費する」地産地消は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結びつける核として期待が高まっています。本町では、農産物を核とした複合施設「みのりーむ」が、平成18年8月にオープンするなど、民間を中心とした取組が進められています。

これらは、経済の地域内循環の面だけでなく、子どもが農産物などに親近感を感じる食育や健康志向、観光・交流面など複合的な効果が高いと考えられ、今後も生産者・農業関係団体とともに、地域ぐるみの地産地消を推進していきます。

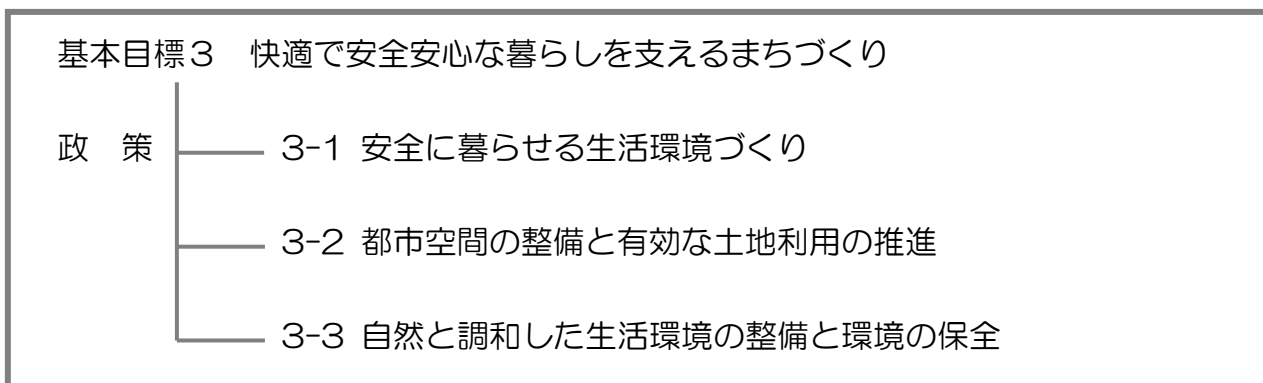
2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

本町の工業は、これまで、工業団地を中心に食品加工業・農業機械工業の企業立地が進んできました。芽室東工業団地では、国内最大の生産能力を誇るチーズ工場の建設が進められているところであり、工業や酪農の振興、雇用機会の拡大、税収の確保など町の経済活性化に大きな貢献が期待されることから、今後も継続して企業誘致を推進します。

また、商業については、帯広市等への購買力の流出や地元商店街の後継者不足など取り巻く環境は厳しい状況にあります。中心市街地の空洞化傾向や消費者のニーズに対応した個性的で魅力ある店づくりによる活気あふれる商店街の振興を図ります。

観光では、雄大な十勝平野と日高山脈を背景とした自然環境を活かした景観や、発祥の地としてのゲートボールなどの観光資源があります。これら、本町の豊かな自然や町民によって築き上げられ次世代に引き継ぐものとして選定した「芽室遺産」を活用し他地域と差別化した魅力による観光需要の掘り起こしを進めます。また、農業や食をテーマとした観光産業の振興を図っていきます。

こうした農業と連携した商工業の振興を図るとともに、交流の拠点となる中心市街地の賑わいや、地域資源を活かした観光の振興など総合的な取組を進め、豊かな自然と大地のもと、活力ある農業を核とした産業の振興を図ります。



3-1 安全に暮らせる生活環境づくり

町民の生命・財産を守るため、防災計画に基づき地震・水害などの災害から防災体制を強化するとともに、災害時の迅速な情報提供体制づくり、防災訓練の実施などによる防災啓発活動の推進を図ります。

消防活動については、多様化する火災などの災害に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、消防体制の充実とともに、町民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。

また、近年は児童生徒の登下校時の事件事故が全国的に目立ち、防災と並んで、防犯・治安・交通安全面において安心して暮らせるまちづくりが求められています。こうした中で、自らのまちを自らで守るという意識を高め、学校、家庭、地域、警察、職場そして行政が一体となった防犯活動を進めることにより安全で明るい社会を築いていきます。

さらに、全国的に問題となっている飲酒運転や危険運転などによる交通事故はあってはならないことでもあります。交通事故のない安全なまちに向け、交通モラルや安全意識への啓発を進めるとともに、児童生徒や高齢者等の街頭指導など、行政・民間・地域が連携した防犯・交通安全の推進を図ります。

また、消費の多様化に伴い消費者ニーズも多様化していることから、関係団体等と連携して消費生活の被害防止のための相談や未然防止の啓発に努めます。

3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

近年の本町の人口は、南が丘地区や東芽室地区における宅地造成などにより、順調に増加している反面、中心市街地の空洞化傾向や市街地の二極化が懸念されています。今後は、人口の拡大だけを想定した土地利用ではなく、将来的な人口減少や本格的な少子高齢化に対応するまち並みの整備・動線づくりが必要となります。

町人口の推移や町民ニーズ等を的確に把握し、中心市街地の活性化や高齢人口の増加などを踏まえた土地利用の方向性を定めた上で、市街地の空地や未利用地を減らしながら人口動態に適切に対応し有効な土地利用を進めます。

また、町内の住宅・住環境については、これまでも計画的な土地区画整理事業を行うとともに、公営住宅の建て替えや維持管理等による快適な住宅の確保に努めてきました。今後は、土地利用の方向性を踏まえ、公共用地の配置や都市空間のバランス等十分考慮しながら、安全・安心かつ利便性の高い機能的なまち並みとするための住環境の整備を推進します。

交通網については、国道38号線・道道東4条帯広線など日常生活や経済活動の基盤の整備、北海道横断自動車道、帯広・広尾自動車道など高速交通基盤の整備を働きかけるとともに、鉄道運行や地方バス路線の確保と併せて、安全で快適に移動できるアクセスの向上に向け、一体的な調整を図っていきます。

3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

本町は、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、雄大な農地、それらを取り巻く防風林など美しい自然景観に恵まれています。また市街地では、住民参加による花による街並み景観づくりや美化運動など、町民が快適な気持ちになる取組を推進しています。

今後は、景観や環境美化に対する積極的・自主的な取組を促すよう意識の高揚を図っていくとともに、まちの歴史や文化を実感させるような景観づくりにも取り組んでいきます。

また、昨今の地球温暖化の防止に向けた方策は今後も欠かせず、町内の自然環境の保全に努めるとともに、バイオマス等の新たなエネルギーの必要性を認識し、その研究を進めていきます。

また、生活様式の多様化と生産活動の高度化などから、ごみが増加し、ごみの減量化・資源化に向けた取組を推進してきました。今後においても、廃棄物を減らしつつ有効活用を図るリサイクルを進め、環境と調和しつつ持続的に発展する社会の構築を図ります。

生活環境の整備においては、ライフラインの基本である安全で安定した水の供給をはじめ、排水処理の適切な推進、公園の整備、町道における除排雪などが適切になされるよう努めます。

基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政 策

4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

豊かな心を育む人づくりにおいて、教育の役割は大変重要です。新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指し、子どもたちが、確かな学力と生きる力を身に付けることができる教育行政をすすめます。

教育環境の整備については、地域の未来を担う子どもたちが、自ら考え学びながら思いやりや責任感を育み、心豊かでたくましく育つよう、特色ある学校づくりを進めます。また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちの健全育成に努めます。

また、豊かで実り多い人生を過ごすための趣味や特技、各種資格などを取得するといった学習意欲は、若年層から高年層まで広がっています。特に今後シニア世代の方々の増加に伴い、いつでもどこでも誰でも学ぶことのできる生涯学習体制へのニーズはますます高まることが予想され、参加しやすい環境の整備や情報の提供に努めます。

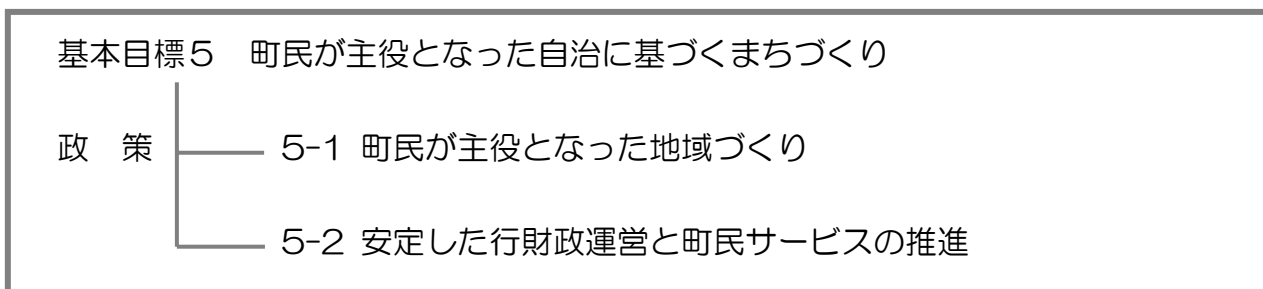
さらに、少子化や核家族化、コミュニティの希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育機能の低下が懸念され、青少年の心の問題が大きな課題となっています。青少年が、社会性や協調性など社会のルールを身に付けることができるよう、その育成のための取組を推進します。

4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

町民が豊かな心を育み、潤いのある生活を送るためには、文化活動が地域に根ざして展開され、優れた文化に身近に接することができる環境を整えることが大切です。このため、地域における芸術の鑑賞や自発的な文化活動を促進し、文化・芸術情報を発信していく必要があります。また、地域の特色を生かした個性ある文化の創造や保存・伝承を図るなど、創造性豊かなまちとしての魅力をさらに高めていくための取組を進めていきます。

さらに、誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。

また、他地域との交流や国際交流を通じ、歴史や文化を学ぶことにより、まちづくりに対する興味や関心が高まるとともに、豊かな人間性を形成することにもつながります。地域間交流や国際交流を通じ、町民の交流等への意識高揚に向けた啓発と、情報の収集・提供を図り、本町の魅力ある地域づくりに活かしていきます。



5-1 町民が主役となった地域づくり

地方分権が進み、町は、自らの責任と選択のもと、自立したまちづくりを行っていくことが重要となっています。こうしたまちづくりを進めるため、町民の町政への参画を進め、いただいた意見等を政策や施策に反映するよう開かれた町政を推進します。

徹底した情報公開と説明を基本とする町政への町民参加を進め、効果的なタイミングでの説明を行うなど直接対話の機会を確保していきます。

また、団塊の世代といわれる方々が定年となる時期を迎えており、シニア世代の方々が、これまでの様々な経験で培った知識やノウハウを活かし、地域に貢献しつつ生きがいを感じられるような環境を整備し、喜びを実感していただくためのサポートを行います。

これからのまちづくりには、団体や個人の町民活動が大きな役割を果たしていきます。「めむろまちづくり参加条例」のもと、多様な町民参加の仕組みを設けるとともに、町民の主体的な参加を図り、町民の皆さんからいただく意見の政策反映への強化を図ります。さらに、町民の皆さんが主体的に地域の活動に参加するための交流・連携の推進を図ります。

5-2 安定した行財政運営と町民サービスの推進

地方分権が進み、国と地方は対等・協力の関係になり、各地方自治体は、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った自治体行政を実践していくことが求められています。一方で、財政面では、国の三位一体改革などによる影響などにより、厳しい財政運営を強いられています。また、本町の人口は増加傾向ですが、将来的には全国的な傾向と同様に減少に転じることが予測されます。

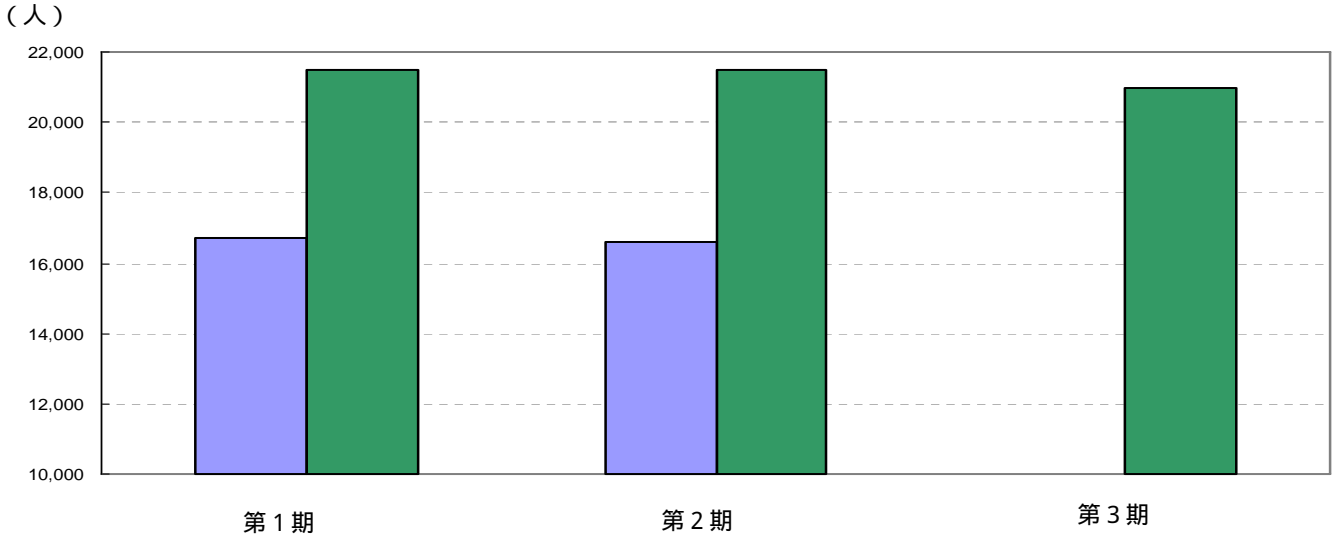
こうしたことから、本町としては、自治基本条例に掲げる制度や原則を基本とした町政運営に努め、これまでの自主・自立の取り組みを引き続き実践していくものであり、町民と行政の協働によるまちづくりを進めることはもとより、町税の低下や国による地方財政制度の改革など社会経済情勢の変化に弾力的に対応できるよう、引き続き健全な財政運営を行います。

また、国や道が進める権限移譲に対して、町民に真に必要な権限事務の移譲を積極的に進めることにより、町民に身近なサービスを町で提供するとともに、積極的な迅速で正確、さわやかな印象を持たれる対応を心がけ、町民から信頼される行財政運営を進めます。

1 過去の総合計画の目標人口の推移

(国勢調査ベース、単位:人)

第1期(S46年～S60)		第2期(S61年～H7年)		第3期(H8年～H22年)	
S60 結果	S60 目標	H7 結果	H7 目標	H22 結果	H22 目標
16,731	21,500	16,604	21,500	-	21,000



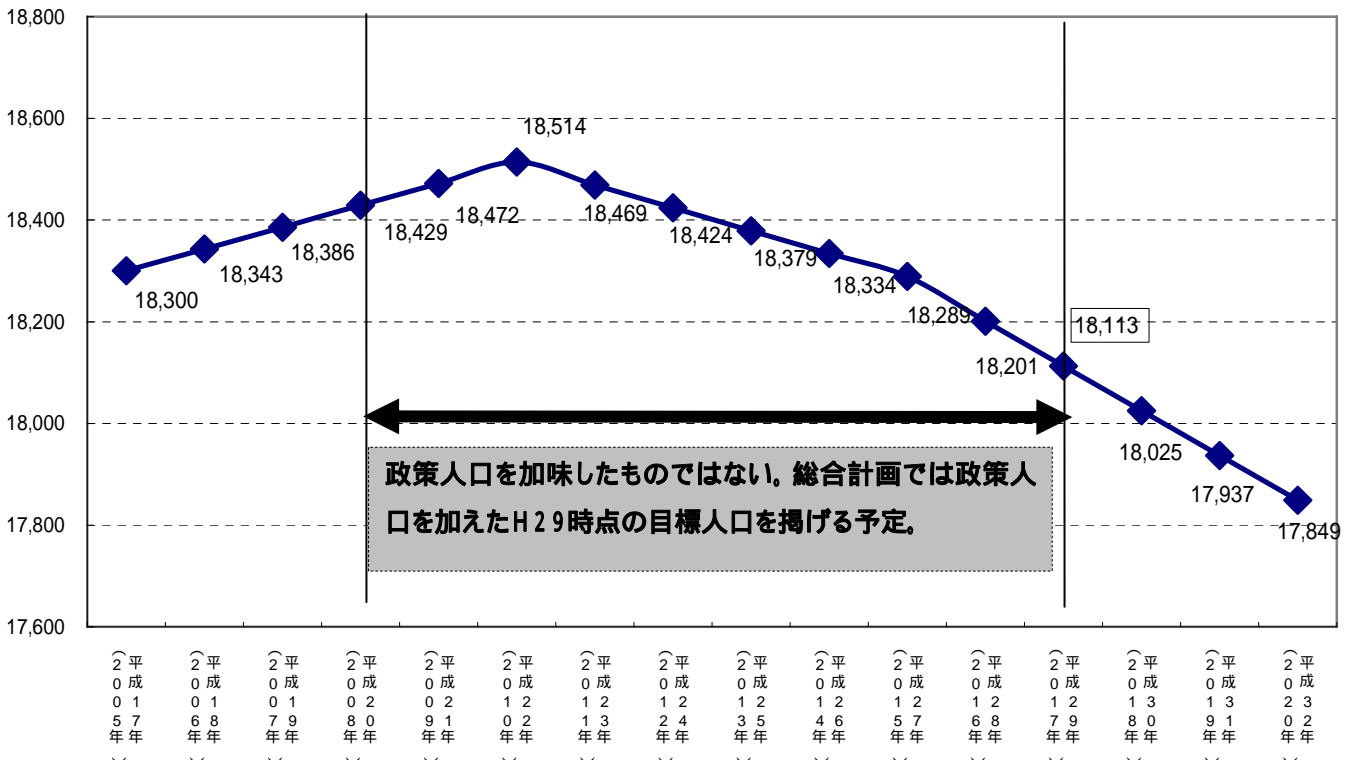
2 推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、H20～H29について、単年度ごとの人口を推計。

下記グラフのとおり、第4期総合計画期間中に上昇後、減少に転じる。

H22年をピークに減少し、**H29の推計値は18,113人。**

(単位:人)



3 目標人口

(1) 将来の都市像を想定する

市街化区域の有効活用の推進

市街地の空地や未利用地などの空閑地を減らし、土地の有効活用を図る。

* 市街化区域内居住地・・・市街化区域から準工業地域、工業地域、工業専用地域を控除

市街化区域の拡大

東芽室地区（20号以东）、東工業団地（未編入区域部分）、元町地区（町有地部分）、西大成地区については、市街化区域への編入を視野に入れる。

(2) 土地利用ごとの人口を推計する

国立社会保障・人口問題研究所の逓減率を勘案する。

市街化区域内居住地の人口密度を引き上げる。

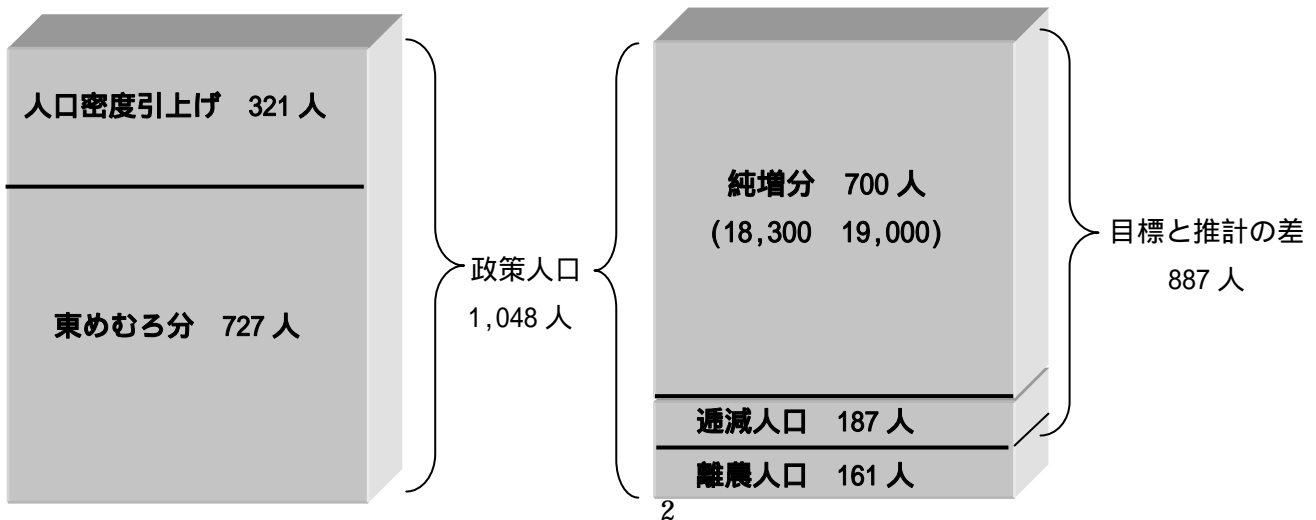
東めむろは、現在の平均世帯数を適用する。

市街地外区域は、離農人口を推計する。

(3) 目標人口を算出する

変動要因	人口	変動要因の予測
市街地人口	14,605	
逓減人口	13,557	現在居住人口 13,697 × 逓減率【人口問題研究所逓減分】
政策人口	1,048	727人 【東めむろ増加分】 321人 【既存市街地区域内の人口密度引き上げ】
市街地外人口	4,395	
逓減人口	4,556	現在居住人口 4,603 × 逓減率【人口問題研究所逓減分】
離農	161	離農人口 179人 × 90%
合計	19,000	

目標人口 19,000人（国勢調査ベース）



各種参考データ

1 市街化区域面積（単位：ha）

H17 市街化区域	811.0
H18 市街化区域編入（東工）	18.0
東芽室地区（西20号以东・第2期）	50.7
西大成地区	15.9
東工業団地	27.7
元町地区	15.7

合計 939ha

2 市街化区域内居住地面積（単位：ha）

第1種 低層住 居専用	第2種 低層住 居専用	第1種 中高層住 居専用	第2種 中高層住 居専用	第1種 住居地 域	第2種 住居地 域	近隣商 業地域	商業 地域	計
121	11	118	65	22	85	4.5	11	437.5

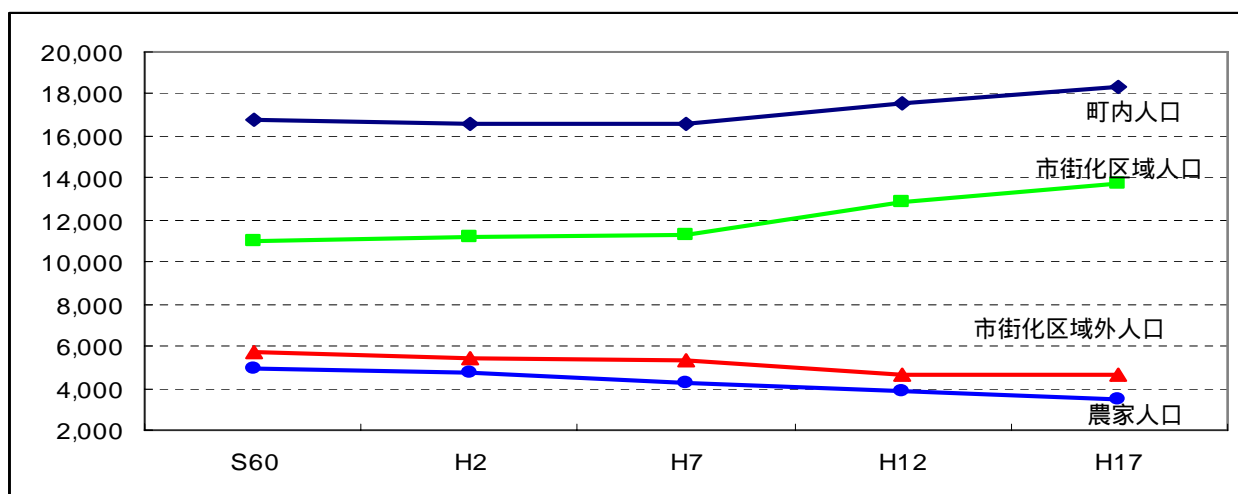
* 東めむろ第1期分・・・48.2ha 東めむろを控除した場合の面積は389.3ha

3 離農人口 過去5年間の離農者の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	平均
戸数	9	13	10	10	9	10.2
人員	27	43	34	25	25	30.8

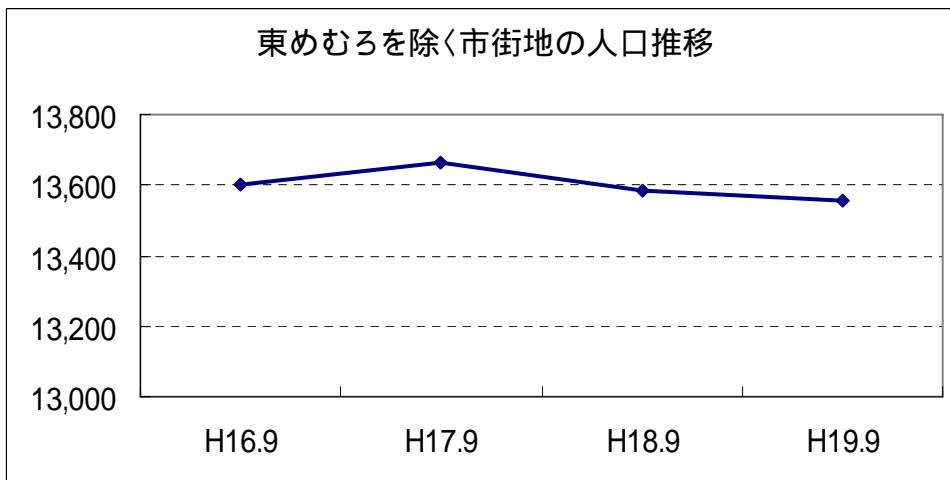
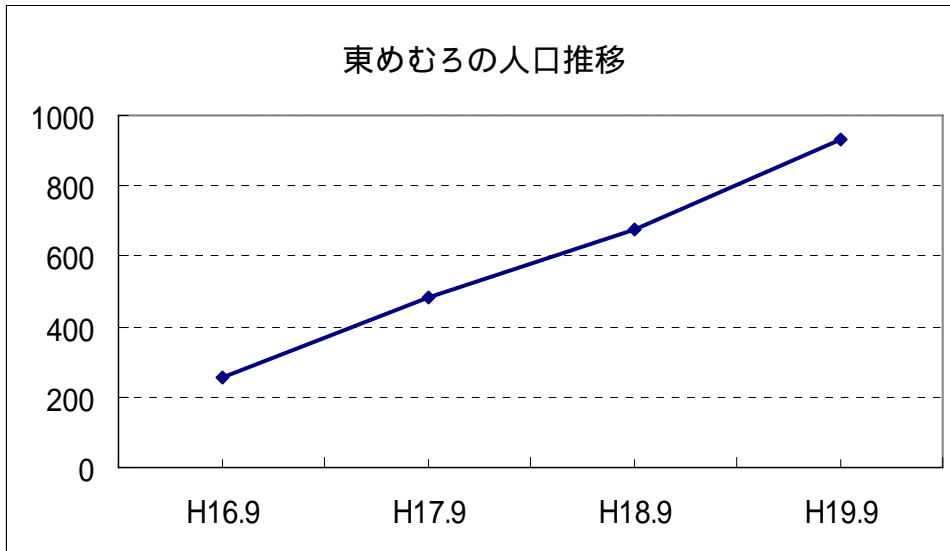
4 市街化区域人口と市街化区域外人口の推移（国勢調査、単位：人）

	S60	H2	H7	H12	H17
市街化区域人口	11,013	11,174	11,272	12,905	13,697
市街化区域外人口	5,718	5,403	5,332	4,681	4,603
（うち農家人口）	4,946	4,755	4,212	3,835	3,484
町内人口（合計）	16,731	16,577	16,604	17,586	18,300



5 東めむろと市街地の人口の推移（住民基本台帳、単位：人）

	H16.9	H17.9	H18.9	H19.9
東めむろ	257	485	678	931
東めむろを除く市街地	13,601	13,664	13,587	13,557
その他	4,776	4,730	4,719	4,684
合計	18,634	18,879	18,984	19,172



6 中心市街地人口の推移（国勢調査、単位：人）

	H12	H17	増減
西2条1丁目～2丁目	97	101	6.2%
西1条1丁目～4丁目	208	246	18.3%
本通1丁目～4丁目	156	155	0.6%
東1条1丁目～4丁目	159	163	2.5%
東2条1丁目～2丁目	166	162	2.4%
東3条1丁目～2丁目	100	107	7.0%
東4条1丁目～2丁目	66	71	7.6%
本通南1丁目	155	136	12.3%
東1条南1丁目	31	35	12.9%
東2条南1丁目	63	53	15.9%
東3条南1丁目	147	134	8.8%
計	1,348人	1,365人	1.3%

- * 中心市街地検討分科会の中では、借り上げ公営住宅の区域を調査区域と設定しているが、町として「中心市街地」の定義を定めてはいない。なお、借り上げ公営住宅の区域は、商業地域と近隣商業地域のエリア＋100mを基本として街区で区切っているため、条・丁で区切っていない。
- * 今回推移を算定するにあたり、条・丁ごとの人口しか把握できないことから、借り上げ公営住宅の区域とも一致していない。

第4期芽室町総合計画

Ⅲ 実施計画（たたき台）

◇実施計画・展望計画 1

◇重点施策 2

◇計画の推進 4

◇分野別施策

●第1節：基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり

施策 1-1-1 生涯を通じた健康づくり 8

1-1-2 食育の推進 10

1-1-3 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展 12

政策1-2 安心して生み育てることができる子育て環境づくり

施策 1-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援 14

1-2-2 充実した幼児教育 16

政策1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実

施策 1-3-1 地域で支え合う福祉社会の充実 20

1-3-2 高齢者福祉の充実 22

1-3-3 障害者の自立支援と社会参加の促進 26

政策1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現

施策 1-4-1 男女共同参画社会の構築 28

1-4-2 人権を尊重する地域社会の形成 30

●第2節：基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策2-1 基幹産業の農業に対する強化・支援

施策 2-1-1 農業基盤の整備と農業経営の支援 34

2-1-2 消費者と結ぶ地産地消の推進 38

2-1-3 地域林業の推進 40

政策2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

施策 2-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興 42

2-2-2 地域資源を活用した観光の振興 44

●第3節：基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策3-1 安全に暮らせる生活環境づくり

施策 3-1-1 災害に強いまちづくりの推進 50

3-1-2 防犯対策と交通安全の推進 52

3-1-3 消費者の安全確保 53

政策3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

施策 3-2-1 有効な土地利用の推進 54

3-2-2 快適な住宅の整備 56

3-2-3 道路交通環境の整備 58

政策3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

施策 3-3-1 景観の保全と創造 62

3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進 64

3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理 66

3-3-4 良好な生活環境の整備 68

●第4節：基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

施策 4-1-1 学校教育の充実 72

4-1-2 生涯学習の推進 76

4-1-3 青少年の健全育成 78

政策4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

施策 4-2-1 地域文化の創造 80

4-2-2 スポーツしやすい環境づくり 82

4-2-3 国際・地域間交流の推進 84

●第5節：基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策5-1 町民が主役となった地域づくり

施策 5-1-1 徹底した情報公開と説明 88

5-1-2 町民参加の促進 90

5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり 92

5-1-4 地域活動の推進 94

政策5-2 安定した行財政運営と町民サービスの推進

施策 5-2-1 効果的・効率的な行政運営 98

5-2-2 健全な財政運営 102

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進 104

実施計画

第4期芽室町総合計画では、10年間の基本構想に示した考え方を実現していくために、実際にどのように施策化していくか、前期5年分（平成20年度から24年度）を「実施計画」として表わしています。

実施計画の内容については、できるだけ具体的な取組を記載し、計画事項・成果指標・実施期間・担当課を明示します。

それぞれの施策では、目的を明確に定め、町民と行政が具体的な取組を行うことにより、その状態がどれほど達成されたかを把握するための成果指標（成果を測るものさし）を設定し、まちの現状があるべき姿にどれだけ近づいたかを適宜検証し、その結果を次に活かしていくというサイクルを繰り返しながらまちづくりを進めていきます。

また、その進ちょく管理として随時見直しを行うこととし、町民参加手続等により状況の変化などに早急かつ柔軟に対応できるシステムとします。

展望計画

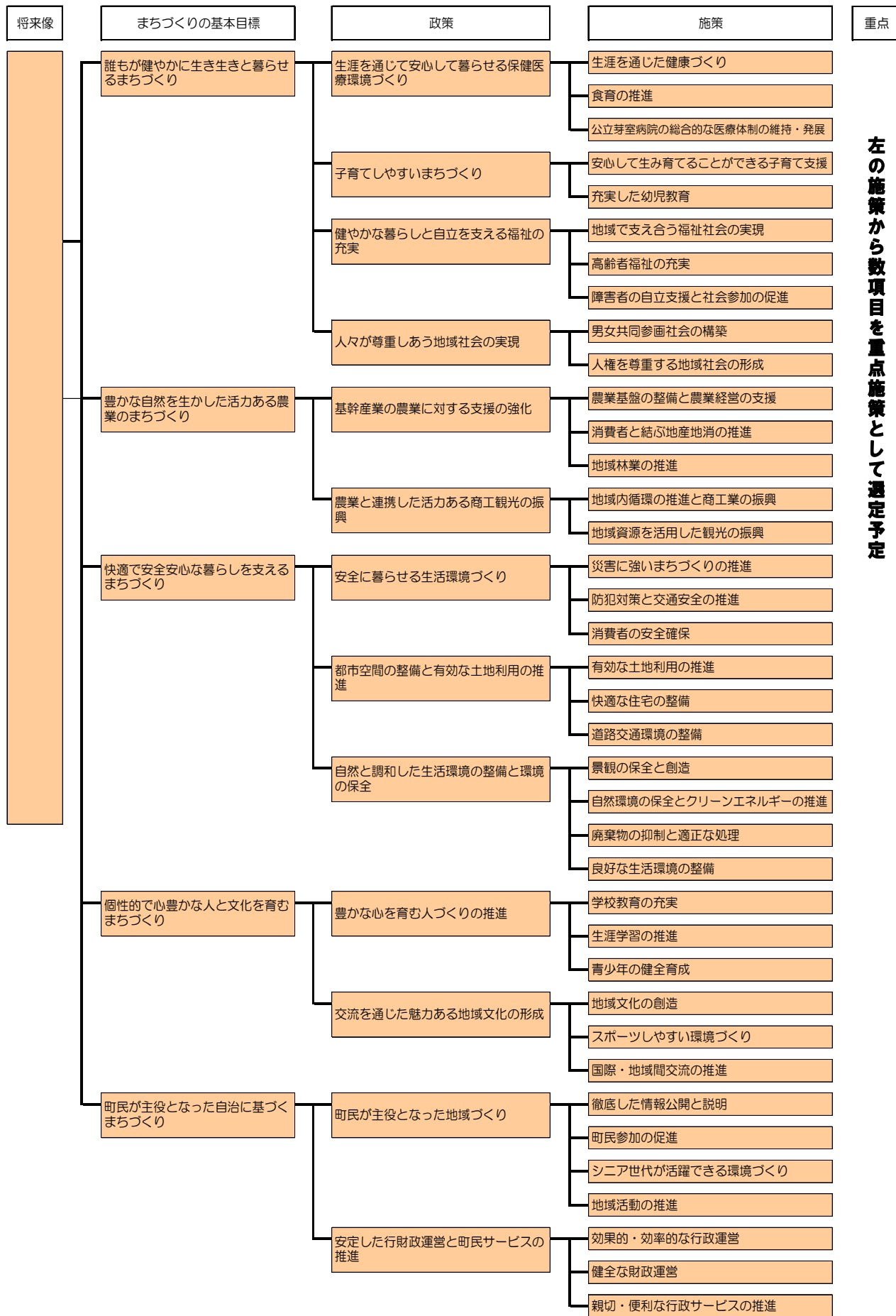
後期5年分（平成25年度から29年度）については、今回、実施計画とともに概ねの方向性として「展望計画」として表わします。展望計画は、時代や環境の変化に対応できるよう、平成24年度にあらためて見直しを行った上で、実施計画（後期）と位置付けます。

重点施策

厳しい財政状況を勘案すると、メリハリのある行政運営が必要とされます。

このため、まちの将来像の実現に向けて、施策の成果指標を向上させるため重点的に推し進めていく必要がある施策を重点施策として位置付けています。

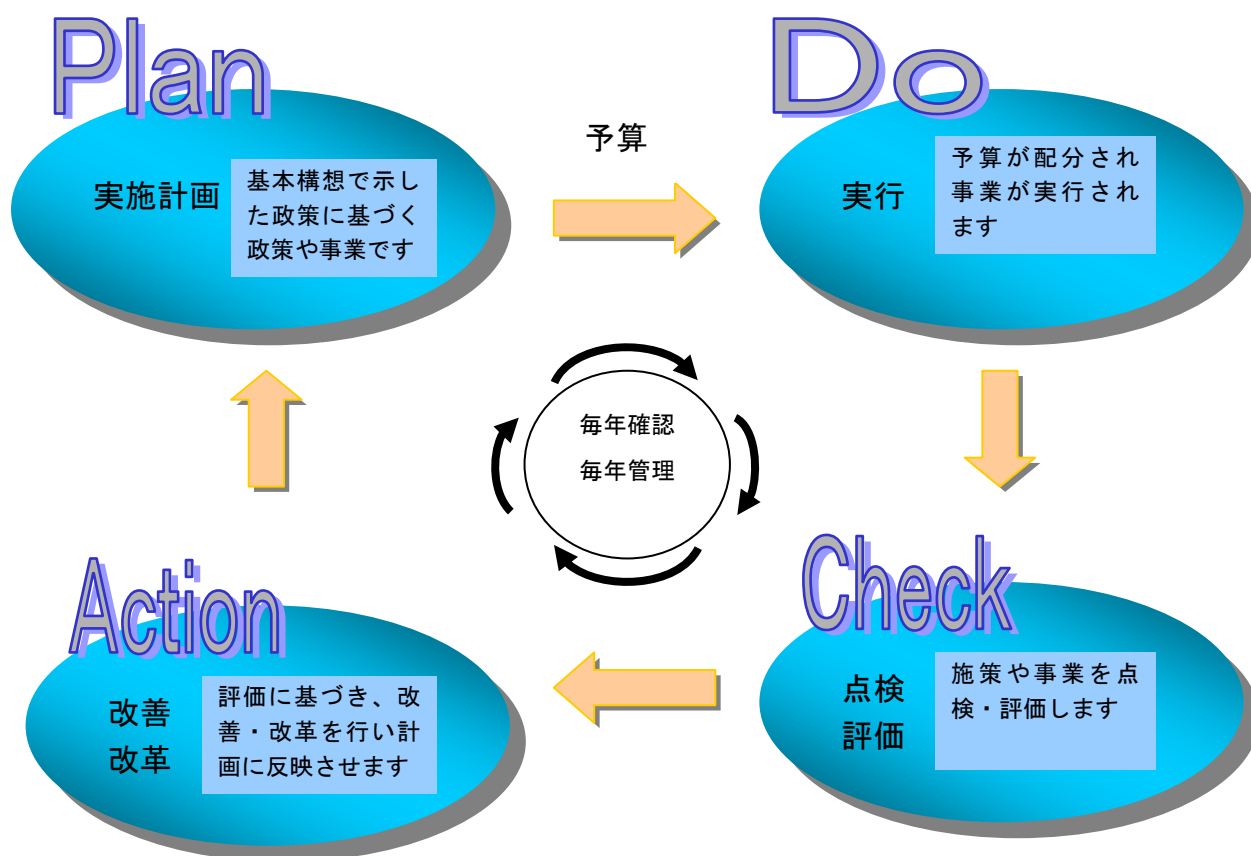
本町では、第4期総合計画の前期5年間の重点施策を次のとおり設定しています。



計画の推進

実施計画は、時代に即して見直すことを前提としています。

PDC Aサイクルにより評価を行う以上、計画の見直しは不可欠です。10年間の基本構想のもと、実施計画を常に新しい状態にするために、定期的な見直しを町民参加手続を経て行うことができる仕組みをつくりま



計画は町民の皆さんとともに実行していきます

計画の特長

- 施策の目的達成状況が分かりやすいこと
- 目指すべき方向や達成すべき目標を評価・点検し、その過程や結果を町民の皆さんに広く公表すること
- 情報を町民の皆さんと共有することにより、今まで以上に町民の皆さんがまちづくりに参画できること

計画を実行するために、みんなで評価します

計画の推進

- 計画を適正に進めていくため、行政評価システムを推進すること

〈行政評価システム〉

総合計画を実現する「手段」の体系が施策体系です。これが計画（Plan）であり、その計画に基づいて、予算が配分され事業が実行（Do）されます。そして、事業の実施によって、施策や事業の目的が計画どおり達成できているかを成果指標というモノサシを使って点検・評価（Check）し、改善の上、あらためて計画に反映（Action）します。

計画の評価は施策成果指標で行います

〈施策評価指標の例〉

施策	成果指標	現状値	目標値
高齢者福祉の充実	福祉サービスへの満足度	63.8%	69.0%
廃棄物の抑制と適正な処理	リサイクル率	29.1%	40.0%

